

【参考】平成24年度見直し対象27法人の概要

	頁
〔総務省所管〕	
統計センター	1
〔農林水産省所管〕	
農畜産業振興機構	2
農業者年金基金	4
農林漁業信用基金	6
〔財務省所管〕	
造幣局	8
国立印刷局	9
日本万国博覧会記念機構	10
〔経済産業省所管〕	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	11
情報処理推進機構	12
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	13
〔文部科学省所管〕	
日本学術振興会	14
理化学研究所	16

	頁
宇宙航空研究開発機構	17
日本スポーツ振興センター	19
日本芸術文化振興会	22
日本私立学校振興・共済事業団(助成事業関係)	23
〔国土交通省所管〕	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	25
国際観光振興機構	27
水資源機構	28
空港周辺整備機構	29
日本高速道路保有・債務返済機構	30
〔消費者庁所管〕	
国民生活センター	32
〔内閣府所管〕	
北方領土問題対策協会	33
〔厚生労働省所管〕	
勤労者退職金共済機構	34
高齢・障害・求職者雇用支援機構	36
福祉医療機構	39
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	41

(独) 統計センター

1. 法人の概要

所 管	総務省	主管課	統計局総務課				中期目標 期 間	平成 20 年4月1日～25 年3月 31 日(5年間)				
沿 革	明 4 太政官正院に政表課が置かれる → 明 18 内閣に統計局設置 → 昭 24 総理府統計局製表部 → 昭 59.7 総務庁統計センター → 平 13.1 総務省統計センター → 平 15.4 独立行政法人統計センター											
組織体制	本部所在地:東京都新宿区若松町 19-1 総務省第2庁舎 地方機関:なし											
役職員数	役 員 数 : 理事長(1)、理事(常勤2、非常勤1)、監事(非常勤2) (H24. 4. 1) 職 員 数 : 1,153 人(常勤 841 名、非常勤 240 名、再任用 72 名)											
	<第 2 期中期目標期間における職員数の推移(各年度 4.1 時点)> (単位:人)											
		20 年度		21 年度		22 年度		23 年度		24 年度		
			新規採用		新規採用		新規採用		新規採用		新規採用	
	常勤職員数	890	14	877	35	863	42	852	19	841	30	
非常勤職員数	114	7	50	9	170	1	216	0	240	1		
再任用職員数	21	21	49	27	71	26	82	17	72	16		
総数	1,025	42	976	71	1,104	69	1,150	36	1,153	47		
法人の目的	国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表、これに必要な統計技術の研究等を一体的に行うことにより、統計の信頼性の確保及び統計技術の向上に資することを目的とする。											
業務の範囲	① 国勢調査等の製表を行うこと ② 国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて統計調査の製表を行うこと ③ 統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理を行うこと ④ ①～③に掲げる業務に必要な技術の研究を行うこと ⑤ ①～④に掲げる業務に附帯する業務を行うこと											
H20～24 年度に おける決算額 (H23、24 は予算額)	【収 入】	H20	H21	H22	H23(予算)	H24(予算)	【支 出】	H20	H21	H22	H23(予算)	H24(予算)
	・運営費交付金	94.0	103.5	97.8	94.3	88.5	・業務経費	19.6	24.3	22.3	27.7	24.6
・受託収入	0.2	0.2	0.1	0.2	0.3	・受託経費	0.2	0.2	0.1	0.2	0.3	
・政府統計共同利用システム利用料収入	7.5	7.5	7.5	6.7	7.4	・人件費	71.2	73.6	69.6	70.7	69.8	
・統計データ二次利用収入	-	0	0	0.1	0	・一般管理費	3.4	3.6	2.9	2.7	2.7	
・統計調査報告書収入	-	-	-	-	1.2	・次年度繰越金	8.3	9.6	10.6	-	-	
・その他の収入	1.0	0	0.1	0	0	・その他臨時損失	-	-	-	-	-	
・前年度繰越金	0	0	0	-	-							
(単位:億円)	合 計	102.7	111.2	105.6	101.3	97.4	合 計	102.7	111.2	105.6	101.3	97.4

独立行政法人農畜産業振興機構

法人の概要

所管	農林水産省	主管課	生産局総務課					中期目標期間	平成20年4月1日～25年3月31日（5年間）																																
沿革	<p>昭36.12 畜産振興事業団 → } 平8.10 農畜産業振興事業団</p> <p>昭40.8 糖価安定事業団 } 昭56.10 蚕糸砂糖類価格安定事業団</p> <p>昭41.3 日本蚕糸事業団 } } 平成15.10 独立行政法人農畜産業振興機構</p> <p>昭51.10 野菜供給安定基金 → }</p>																																								
組織体制	<p>本部所在地：東京都港区麻布台</p> <p>地方機関：地方事務所3か所（札幌、鹿児島、那覇）</p>																																								
役職員数	<p>役員数：10人（理事長、副理事長（1）、理事（6）、監事（2））（H24.4.1現在）</p> <p style="text-align: right;">（単位：人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H16.4.1</th> <th>H17.年4.1</th> <th>H18.4.1</th> <th>H19.4.1</th> <th>H20.1.1</th> <th>H21.1.1</th> <th>H22.1.1</th> <th>H23.1.1</th> <th>H24.1.1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員数（常勤）</td> <td>218</td> <td>208</td> <td>207</td> <td>205</td> <td>195</td> <td>193</td> <td>198</td> <td>198</td> <td>214</td> </tr> <tr> <td>職員数（非常勤）</td> <td>24</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>28</td> <td>28</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>33</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table>											区分	H16.4.1	H17.年4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.1.1	H21.1.1	H22.1.1	H23.1.1	H24.1.1	職員数（常勤）	218	208	207	205	195	193	198	198	214	職員数（非常勤）	24	19	20	28	28	28	29	33	32
区分	H16.4.1	H17.年4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.1.1	H21.1.1	H22.1.1	H23.1.1	H24.1.1																																
職員数（常勤）	218	208	207	205	195	193	198	198	214																																
職員数（非常勤）	24	19	20	28	28	28	29	33	32																																
法人の目的	<p>畜産物の価格安定業務、野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整のための業務、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業への補助業務、情報収集提供業務等を実施して、農畜産業及び関連産業の健全な発展と国民消費生活の安定に寄与すること</p>																																								
業務の範囲	<p>1 生産者の経営安定を図るため、</p> <p>(1)肉用子牛の販売価格の低落時における肉用子牛生産者への補給金の交付</p> <p>(2)肥育牛生産者及び養豚農家への補填金の交付</p> <p>(3)飲用牛乳に比べて価格が安いバター・脱脂粉乳向けの加工原料乳の生産者への補給交付金の交付</p> <p>(4)主要野菜の著しい低落時の野菜生産者への補給金の交付</p> <p>(5)さとうきび及びでん粉原料用かんしょ生産者等への交付金の交付等を実施。</p> <p>2 農畜産物の需給調整・価格安定を図るため、</p> <p>(1)畜産物にあっては、①国家貿易機関として、指定乳製品等（バター、脱脂粉乳等）の輸入及び売渡し、②豚肉及び牛肉の価格低落時における買入れ、価格高騰時における売渡し等を実施。</p> <p>(2)野菜にあっては、野菜の需給調整・価格安定を図るため、野菜の価格高騰時における出荷の前倒しや、価格低落時における市場隔離等の需給調整等を実施。</p> <p>(3)砂糖・でん粉にあっては、内外価格差を調整するため、輸入糖や輸入コーンスターチ用とうもろこし等から調整金を徴収し、さとうきび生産者、でん粉原料用かんしょ生産者及び製造事業者に対し交付金を交付。</p> <p>3 畜産物、野菜、砂糖及びでん粉の農畜産物の価格、内外の農産物需給等に関する情報の収集・整理・提供を実施。</p> <p>4 BSEや鳥インフルエンザの発生、配合飼料価格の高騰、燃油価格の高騰、東日本大震災等に対応した緊急対策等の実施。</p>																																								
H20～23年度における決算額	【収入】	H20	H21	H22	H23	H24	/	【支出】	H20	H21	H22	H23	H24	/																											
(H23、24年度は)	・運営費交付金 ・国庫補助金	23 117	22 94	19 91	19 -	16 73		・業務経費 ・借入金償還	2,802 243	2,706 503	2,248 663	3,857 746	2,901 316																												

予算額) (単位:億円)	・その他の政府交付金	940	1,115	785	2,051	901	・人件費 ・一般管理費 ・その他支出	26	24	22	28	27
	・業務収入	844	659	695	743	642		5	6	5	7	6
	・拠出金	-	-	-	99	99		17	11	11	8	20
	・負担金	30	59	28	11	5						
	・納付金	26	21	22	8	3						
	・資金より受入	437	473	38	749	749						
	・借入金	503	663	746	543	438						
	・諸収入	299	676	643	184	197						
合 計	3,219	3,781	3,067	4,406	3,123	合 計	3,093	3,250	2,949	4,644	3,270	

(独) 農業者年金基金

未定稿

法人の概要

所 管	農林水産省	主管課	経営局経営政策課				中期目標期間	平成 20 年 4 月 1 日～25 年 3 月 31 日 (5 年間)			
沿 革	昭和 45 年 5 月に農業者年金基金法公布。同年 10 月に農業者年金基金 (特殊法人) を設立し、46 年 1 月から業務開始。昭和 51 年に年金給付を開始。 平成 14 年 1 月にそれまでの賦課方式による年金を積立方式による年金に抜本改正 (旧年金の給付は継続して実施)。平成 15 年 10 月に独立行政法人農業者年金基金。										
組織体制	○本部所在地：東京都港区西新橋 1-6-21 NBF 虎ノ門ビル										
役職員数	役員数：5 名 (理事長 (1)、理事 (2)、監事 (2)) (平成 24. 4. 1 現在) 職員数：84 名 (常勤職員 (74)、非常勤職員 (10)) (平成 24. 4. 1 現在)										
	区分	平 15. 10. 1	平 16. 4. 1	平 17. 4. 1	平 18. 4. 1	平 19. 4. 1	平 20. 4. 1	平 21. 1. 1	平 22. 1. 1	平 23. 1. 1	平 24. 1. 1
	理事長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	理事 (常勤)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	監事	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	監事 (非常勤)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	常勤職員	85	83	79	79	79	75	77	76	76	75
	非常勤職員	2	2	4	4	5	6	5	7	9	10
法人の目的	農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする。										
業務の範囲	<p>【現行制度】 (農業者年金基金法第 9 条に規定された業務の範囲)</p> <p>①農業者年金事業を行うこと。 (農業者年金への加入申込者の加入資格の審査・決定、被保険者の管理、被保険者からの徴収、保険料等の運用、給付金を受けようとする者の受給要件の審査・決定・支給、年金受給権者の管理)</p> <p>②前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>(給付金) 農業者老齢年金、特例付加年金、死亡一時金</p> <p>(農業者年金基金法第 10 条に規定された業務の委託) 基金は、次の各号に掲げる者に対し、その業務 (農業者年金の被保険者の資格に関する決定及び農業者年金事業の給付に関する決定を除く。) の一部を委託することができる。 一 市町村 (特別区を含むものとし、地方自治法 (昭和 22 年 法律第 67 号) 第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市 (第 59 条において「指定都市」という。) にあっては、区とする。第 55 条第 4 項から第 6 項までにおいて同じ。) 二 農業協同組合 (昭和 22 年法律第 132 号) 第 10 条第 1 項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合 三 前二号に掲げる者のほか、農林水産大臣の指定する者</p>						<p>【旧制度】 (農業者年金基金法附則第 6 条により当分の間行う業務)</p> <p>①改正前の農業者年金基金法による給付を支給すること。 (旧制度の給付金を受給しようとする者の受給要件の審査・決定・支給、年金受給権者の管理)</p> <p>②農地等及びその附帯施設の買入れ及び売渡並びに借受け及び貸付けを行い、並びに農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けを行うこと。 (「適格な経営移譲の相手方を見つけれない者の農地等を借り受け、経営規模の拡大をめざす者に貸し付ける業務」及び「経営規模の拡大をめざす農業者年金加入者等に対する割賦売渡債権及び貸付金債権に係る管理業務」)</p> <p>③前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>(給付金) 経営移譲年金、農業者老齢年金、脱退一時金 (特例脱退一時金を含む)、死亡一時金)</p> <p>(各受託先) <市町村段階> 農業協同組合、農業委員会 <都道府県段階> 農業協同組合中央会、農業会議 <全国段階> 全国農業協同組合中央会、全国農業会議所、農林中央金庫</p>				

	2 前項各号に掲げる者は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受けて、当該業務を行うことができる。											
	(勘定別) 特例付加年金勘定、農業者老齢年金等勘定						(勘定別) 旧年金等勘定、農地売買貸借等勘定					
H20～24年度に おける決算額 (H23、24は 予算額) (単位：億円)	【収入】	H20	H21	H22	H23 予算	H24 予算	【支出】	H20	H21	H22	H23 予算	H24 予算
	・運営費交付金	38.9	37.9	36.6	33.6	33.4	・人件費	8.2	7.5	7.8	8.2	8.0
	・国庫補助金	17.5	17.6	18.0	18.5	12.3	・業務経費	1,516.6	1,475.7	1,421.7	1,468.1	1,416.2
	・国庫負担金	1,235.1	1,231.6	1,238.0	1,228.3	1,233.3	うち農業者年金給付金	2.7	3.9	5.5	14.1	17.2
	・政府補給金	0.8	0.6	-	-	-	旧年金等給付費	1,487.0	1,448.7	1,394.5	1,429.1	1,375.6
	・借入金	2,583.0	831.0	860.0	905.9	899.2	還付金	3.6	2.6	1.9	2.9	2.8
	・保険料収入	138.2	134.3	132.6	132.3	135.2	長期借入関係経費	1.7	0.9	0.0	1.4	0.3
	・運用収入	6.3	6.9	8.5	10.1	11.1	その他の業務経費	21.7	19.6	19.6	20.7	20.3
	・貸付金利息	1.0	0.8	0.6	0.4	0.3	・借入償還金	2,333.6	623.4	712.8	707.0	759.0
	・農地売渡代金等収入	9.0	6.6	5.2	3.2	2.4	・一般管理費	6.9	6.2	5.6	7.1	9.6
	・諸収入	0.1	0.2	0.8	0.1	0.0						
	・前年度よりの繰越金	-	-	0.5	2.3	4.4						
	合計	4,029.9	2,267.5	2,300.8	2,334.6	2,331.6	合計	3,865.3	2,112.8	2,147.8	2,190.4	2,192.8

(独) 農林漁業信用基金

1. 法人の概要

所 管	農林水産省 財務省	農林水産省経営局金融調整課、経営局保険監理官、林野庁林政部企画課、水産庁 漁政部水産経営課、水産庁漁政部漁業保険管理官、財務省大臣官房政策金融課										中期目標期間	平成 20 年 4 月 1 日～25 年 3 月 31 日 (5 年間)																																			
沿 革																																																
組織体制	○所在地: 東京都千代田区内神田 1-1-12 コープビル																																															
役職員数	役員数 : 9 名 (理事長(1)、副理事長(1)、理事(5)、監事(2)) (平成 24.4.1 現在) 職員数 : <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15.10.1</th> <th>H16.4.1</th> <th>H17.4.1</th> <th>H18.4.1</th> <th>H19.4.1</th> <th>H20.1.1</th> <th>H21.1.1</th> <th>H22.1.1</th> <th>H23.1.1</th> <th>H24.1.1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常勤職員数</td> <td>125</td> <td>124</td> <td>124</td> <td>118</td> <td>115</td> <td>112</td> <td>106</td> <td>109</td> <td>111</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>非常勤職員数</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>																H15.10.1	H16.4.1	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.1.1	H21.1.1	H22.1.1	H23.1.1	H24.1.1	常勤職員数	125	124	124	118	115	112	106	109	111	105	非常勤職員数	3	5	3	2	4	7	7	8	10	9
	H15.10.1	H16.4.1	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.1.1	H21.1.1	H22.1.1	H23.1.1	H24.1.1																																						
常勤職員数	125	124	124	118	115	112	106	109	111	105																																						
非常勤職員数	3	5	3	2	4	7	7	8	10	9																																						
法人の目的	① 農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業(林業種苗生産業及び木材製造業を含む。)の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資すること ② 農業災害補償法(昭和 22 年法律第 185 号)に基づき、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行い、及び漁業災害補償法(昭和 39 年法律第 158 号)に基づき、漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うこと (独立行政法人農林漁業信用基金法(平成 14 年法律第 128 号) 第 3 条)																																															
業務の範囲	(1) 農業信用保険業務: ア農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等についての保険を行うこと。 イ農業信用基金協会が行う保証業務の充実のために必要な資金を貸し付けること。 (2) 林業信用保証業務: ア林業者等が経営の改善に資する資金等を借り入れることにより融資機関に対して負担する債務の保証を行うこと。 イ林業者等及び木材卸売業者等が計画的に木材の生産又は流通の合理化を図るために必要な資金を供給する事業を行う都道府県に対し、これに必要な資金を貸し付けること。 ウ株式会社日本政策金融公庫等に対し、森林整備活性化資金の融通に必要な資金を無利子で寄託すること。 (3) 漁業信用保険業務: ア漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。 イ漁業信用基金協会が行う保証業務の充実のために必要な資金を貸し付けること。 (4) 農業災害補償関係業務: 農業共済団体等の保険金又は共済金の支払に必要な資金の貸付け等を行うこと。 (5) 漁業災害補償関係業務: 漁業共済団体の共済金又は再共済金の支払に必要な資金の貸付け等を行うこと。																																															
H18~24 年度	【収 入】	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	【支 出】	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24																																

における決算額 (H23, 24 は 予算額) (単位: 億円)	・国庫補助金	3.4	-	-	-	-	-	-	-	・一般管理費	18.7	19.4	17.4	17.9	17.4	19.6	19.3	
	林業信用保証	3.4	-	-	-	-	-	-	-	うち人件費	13.9	14.3	13.0	13.1	13.1	13.4	13.4	
	・運営費交付金	-	-	-	-	-	-	-	-	・事業費	866.5	906.2	768.9	802.3	793.3	2,183.5	2,135.8	
	林業信用保証	-	-	-	-	-	-	-	-	農業信用保険	81.6	80.9	71.1	61.4	60.1	} 421.0	} 370.3	
	・受入事業交付金	21.8	9.8	67.2	113.4	17.5	21.4	57.0	〃 貸付	213.0	328.1	216.9	332.8	218.1				
	農業信用保険	10.4	1.0	36.2	7.7	8.6	7.7	9.6	林業信用保証	22.2	18.9	26.7	17.0	13.7	} 173.4	} 162.6		
	林業信用保証	5.8	4.5	4.4	32.8	4.3	4.3	7.7	〃 貸付	62.5	59.8	58.9	57.1	63.4				
	漁業信用保険	5.6	4.3	26.7	73.0	4.7	9.4	39.7	〃 寄託	37.9	37.9	14.0	14.0	16.9	} 223.0	} 236.8		
	・政府補給金受入	0.8	1.2	1.5	1.6	1.5	1.8	1.0	〃 借入金償還	0.8	21.2	29.9	31.2	23.3				
	林業信用保証	0.8	1.2	1.5	1.6	1.5	1.8	1.0	漁業信用保険	37.1	25.3	71.2	26.2	24.6	} 1,039.4	} 1,039.4		
	・政府出資金	-	-	25.6	80.2	16.0	14.0	8.8	〃 貸付	200.4	191.8	200.3	189.9	195.2				
	林業信用保証	-	-	25.6	80.2	16.0	14.0	8.8	農業災害貸付	17.3	20.4	17.7	24.2	92.1	} 326.7	} 326.7		
	・地方公共団体出資金	-	-	-	0	-	0.1	0.1	〃 寄託	-	-	-	-	-				
	林業信用保証	-	-	-	0	-	0.1	0.1	〃 借入金償還	0.9	-	-	-	35.0				
	・民間出資金	-	-	-	-	0.9	0.2	0.2	漁業災害貸付	93.1	74.0	57.9	48.7	50.9				
	林業信用保証	-	-	-	-	0.9	0.2	0.2	〃 寄託	-	-	-	-	-				
	漁業信用保険	-	-	-	-	-	0	0	〃 借入金償還	99.8	47.8	4.2	-	-				
	・事業収入	697.8	793.3	657.2	766.8	743.6	1,634.2	1,377.5										
	農業信用保険	67.6	66.2	67.6	69.3	68.8	540.9	336.5										
	農業信用貸付	212.4	327.3	214.9	331.8	219.1												
	林業信用保証	7.6	8.6	7.6	11.5	12.4	103.8	107.6										
	林業信用貸付	63.3	61.6	60.7	57.4	66.5												
	林業信用寄託	5.0	2.6	2.8	8.1	12.4												
	漁業信用保険	20.7	22.1	18.0	18.6	18.6	280.6	235.2										
	漁業信用貸付	196.1	193.4	199.4	192.2	196.3												
	農業災害貸付	16.9	20.4	16.1	17.9	103.7	537.9	527.7										
	農業災害寄託	-	-	-	-	-												
	漁業災害貸付	108.2	91.2	70.0	59.9	45.9	171.1	170.6										
	漁業災害寄託	-	-	-	-	-												
	・受託事業収入	0	0	0	0	0	0	0										
・運用収入	18.1	19.2	19.0	18.2	18.4	16.3	16.5											
・借入金	103.1	87.2	39.1	29.3	41.0	713.8	693.0											
林業信用保証	21.8	55.7	34.9	29.3	6.0	55.7	34.9											
農業災害補償	0.9	-	-	-	35.0	501.7	501.7											
漁業災害補償	80.4	31.4	4.2	-	-	156.4	156.4											
・その他の収入	0.4	0.4	0.6	0.3	0.7	0.1	0.1											
合計	845.4	911.2	810.3	1,009.7	839.7	2,402.0	2,154.3	合計	885.2	925.6	786.2	820.3	810.7	2,203.1	2,155.1			

(独) 造幣局

未定稿

法人の概要

所管	財務省	主管課	理財局 国庫課	中期目標期間	第1期：平成15年4月1日～20年3月31日（5年間） 第2期：平成20年4月1日～25年3月31日（5年間）									
沿革	明 2.2 太政官 造幣局 → 明 2.7 大蔵省 造幣寮 → 明 10.1 大蔵省 造幣局 → 昭 24.5 大蔵省 造幣庁 → 昭 27.7 大蔵省 造幣局 → 平 13.1 財務省 造幣局 ⇒ 平 15.4 独立行政法人 造幣局													
組織体制	本局所在地：大阪府大阪市北区天満 地方機関：支局2（東京、広島）、研究所1（本局内）													
役職員数	○役員数(平成24年1月1日現在)： 理事長（常勤1）、理事（常勤3）、監事（常勤2） ○職員数 (各年4月1日現在)													
	年度(4月1日)	発足前 (H15.3.31)	発足時 (H15.4.1)	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24		
	常勤職員数 [指数]*	1,270 [104]	1,224 [100]	1,176 [96]	1,143 [93]	1,117 [91]	1,075 [88]	1,044 [85]	1,012 [83]	972 [79]	949 [78]	926 [76]		
	旧組織からの採用	1,262	1,208	1,147	1,101	1,064	1,001	947	891	842	806	771		
	国からの出向	8	6	7	7	7	7	7	7	7	8	6		
	移行後の採用者		10	22	35	46	67	90	114	123	135	149		
民間出向等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
非常勤職員数	65	60	68	118	77	94	144	195	206	227	235			
※発足時職員数を100とした指数														
法人の目的	○貨幣の製造等を行うとともに、貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与すること ○勲章、褒章、記章及び金属工芸品の製造等並びに貴金属の品位の証明等であって、公共上の見地から必要とされるものを行うこと													
業務の範囲	1. 貨幣製造事業：貨幣の製造・鋳つぶし等 2. 精巧金属工芸品製造等事業：勲章、褒章、賜杯、記章、極印、金属工芸品の製造、貨幣の販売等 3. 貴金属の品位証明等 4. 貨幣等に関する研究開発：偽造防止技術に関する、調査、試験、研究又は開発 5. 上記の業務に附帯する業務等 (上記のほか、外国政府等の委託を受けた貨幣の製造等を「支障のない範囲内で、行うことができる」とされている。)													
H19～22年度における決算額 (H23、H24は予算額) (単位:億円)	【収入】	H19 決算	H20 決算	H21 決算	H22 決算	H23 予算	H24 予算	【支出】	H19 決算	H20 決算	H21 決算	H22 決算	H23 予算	H24 予算
	・業務収入 ・その他の収入	238 17	250 5	331 7	256 28	258 3	259 5	・業務支出 原材料の仕入支出 人件費支出 その他の業務支出 国庫納付金の支払額 (貨幣法第10条) ・施設整備費 ・不要財産国庫納付	203 34 105 48 15	215 46 103 45 21	281 43 98 50 90	209 38 93 46 33	212 40 91 50 30	220 53 91 45 31
合計	255	255	337	284	261	264	合計	250	236	306	248	251	286	

(独) 国立印刷局

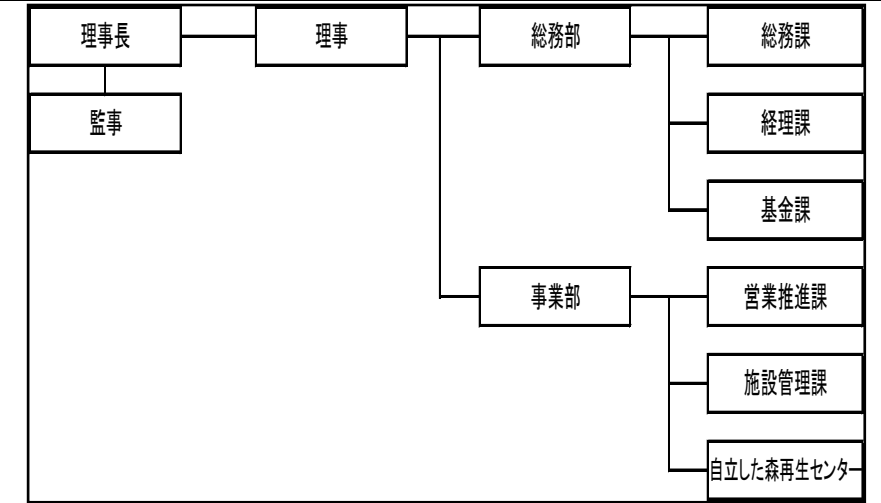
法人の概要

所管	財務省	主管課	理財局 国庫課					中期目標期間	第1期：平成15年4月1日～20年3月31日（5年間） 第2期：平成20年4月1日～25年3月31日（5年間）					
沿革	明4.7大蔵省紙幣司 → 明4.8大蔵省紙幣寮 → 明10.1大蔵省紙幣局 → 明11.12大蔵省印刷局 → 明31.11印刷局(官報局と併合。内閣所管) → 大13.12内閣印刷局 → 昭18.11大蔵省印刷局 → 昭24.6大蔵省印刷庁 → 昭27.8大蔵省印刷局 → 平13.1財務省印刷局 → 平15.4独立行政法人国立印刷局													
組織体制	本局所在地：東京都港区虎ノ門 地方機関：工場7（虎の門、滝野川、王子、小田原、静岡、彦根、岡山）、さいたま編集分室（さいたま新都心）、研究所（小田原）、研修センター（小田原(H22.4～)）お札と切手の博物館（王子工場内（H23.3～））、東京病院（北区）													
役員数	○役員数(平成24年1月1日現在)： 理事長（常勤0）、理事（常勤4）、監事（常勤2） ○職員数 (各年4月1日現在)													
	年度(4月1日)	発足前 (H15.3.31)	発足時 (H15.4.1)	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24		
	常勤職員数 [指数]*	5,629 [101]	5,568 [100]	5,416 [97]	5,249 [94]	5,100 [92]	4,963 [89]	4,834 [87]	4,701 [84]	4,600 [83]	4,541 [82]	4,470 [80]		
	旧組織からの採用	5,625	5,506	5,302	5,094	4,902	4,713	4,511	4,313	4,148	4,015	3,873		
	国からの出向	4	5	5	4	4	4	4	4	3	3	3		
	移行後の採用者		57	109	151	194	246	319	384	449	523	594		
民間出向等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
非常勤職員数	12	23	62	102	111	134	211	263	298	367	356			
※発足時職員数を100とした指数														
法人の目的	○銀行券の製造を行うとともに、銀行券に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与すること ○官報の編集、印刷及び普及を行い、並びに法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物の編集、印刷、刊行及び普及を行うこと等により公共上の見地から行われることが適当な情報の提供を図るとともに、国債証券、印紙、郵便切手その他の公共上の見地から必要な証券及び印刷物の製造を行うこと等によりその確実な提供を図ること													
業務の範囲	1. セキュリティ製品事業：①銀行券の製造、②国債証券、印紙、郵便切手、旅券その他の公共上の見地から必要な印刷物の製造又は印刷 2. 情報製品事業：①官報の編集、印刷及び普及、②法令全書の編集、印刷若しくは作成、白書その他の刊行物の普及、③その他公共上の見地から必要な印刷物(国会用製品(議案・公報・会議録・予算書・決算書))の製造又は印刷 3. 銀行券等に関する研究開発：偽造防止技術に関する、調査、試験、研究、開発 4. 病院：診療及び健康管理 5. 上記の業務に附帯する業務 (上記のほか、外国政府等の委託を受けた銀行券、国債証券等の製造及び印刷等を「支障のない範囲で、行うことができる」とされている。)													
H19～22年度における決算額 (H23, H24は予算額) (単位：億円)	【収入】	H19 決算	H20 決算	H21 決算	H22 決算	H23 予算	H24 予算	【支出】	H19 決算	H20 決算	H21 決算	H22 決算	H23 予算	H24 予算
	・業務収入 ・その他の収入 合 計	802 104 906	765 54 819	755 80 835	728 70 797	716 28 745	702 29 731	・業務支出 人件費 原材料 その他業務 ・施設整備費 合 計	720 457 97 167 98 818	683 446 83 154 77 760	658 428 80 150 72 730	630 413 69 148 75 705	639 417 69 152 103 741	634 422 59 153 137 771

(独) 日本万国博覧会記念機構

法人の概要

所管	財務省	主管課	理財局国有財産業務課	中期目標期間	平成20年4月1日～25年3月31日(5年間) [※] ※H23年3月に中期目標期間を2年間延長														
沿革	昭40.10 (財) 日本万国博覧会協会<昭45.3.15～9.13 日本万国博覧会開催> 昭46.9 (認) 日本万国博覧会記念協会 平15.10 (独) 日本万国博覧会記念機構																		
組織体制	本部所在地：大阪府吹田市千里万博公園1-1 (万博公園内)																		
役員数	役員数(平成24年1月1日現在)：理事長(常勤1)、理事(常勤2)、監事(常勤1、非常勤1) 職員数 (各年4月1日現在)																		
	年度(4月1日)	発足時 (H15.10.1)	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24								
常勤職員数	旧組織からの採用	31	30	25	23	22	22	22	21	20	18								
	国からの出向	3	4	4	3	3	3	3	3	3	3								
	自治体からの出向	20	16	16	16	16	16	16	16	18	18								
	移行後の採用者	0	1	4	6	6	6	6	8	7	9								
	民間出向	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0								
	非常勤職員数	11	11	12	12	11	14	14	14	13	15								
法人の目的	人類の進歩と調和を主題として開催された日本万国博覧会の跡地を一体として保有し、これを緑に包まれた文化公園として整備し、その適切な運営を行うとともに、日本万国博覧会記念基金を設けてこれを管理する等の事業を行うことにより、日本万国博覧会の成功を記念すること。																		
業務の範囲	1. 公園事業 日本万国博覧会の跡地の整備、各種の文化的施設の設置及びこれら施設の運営 2. 基金事業 日本万国博覧会記念基金の管理、運用 基金の運用利益金による日本万国博覧会の成功を記念するにふさわしい文化活動又は国際相互理解の促進に資する活動に必要な資金に充てるための助成金の交付																		
H19～22年度における決算額 (H23, H24は予算額)	H19 決算			H20 決算			H21 決算			H22 決算			H23 予算			H24 予算			
	公	基	計	公	基	計	公	基	計	公	基	計	公	基	計	公	基	計	
(単位：百万円)	【収入】																		
	業務収入	2,484	328	2,812	2,320	328	2,649	2,481	320	2,801	2,358	314	2,672	2,312	303	2,615	2,194	300	2,494
	その他の収入	894	0	894	905	0	905	1,191	0	1,192	1,525	0	1,525	1,145	0	1,145	1,504	0	1,504
	合計	3,378	328	3,706	3,225	328	3,554	3,673	320	3,993	3,882	314	4,197	3,457	303	3,760	3,698	300	3,998
	【支出】																		
	管理運営費	2,510	57	2,566	2,402	53	2,454	2,368	43	2,411	2,319	41	2,359	2,362	48	2,410	2,296	50	2,345
	人件費	549	51	599	532	50	582	531	37	568	519	35	554	557	41	598	556	42	598
管理諸費	1,961	6	1,967	1,869	3	1,872	1,837	5	1,842	1,800	5	1,805	1,806	7	1,812	1,739	8	1,747	
公園整備費	529	-	529	684	-	684	947	-	947	920	-	920	1,066	-	1,066	1,232	-	1,232	
基金事業費	-	205	205	-	219	219	-	161	161	-	184	184	-	174	174	-	169	169	
その他の支出	-	31	31	-	30	30	-	78	78	-	78	78	-	81	81	-	82	82	
合計	3,038	293	3,331	3,086	302	3,388	3,315	281	3,597	3,238	303	3,542	3,428	303	3,731	3,528	300	3,828	



(独) 新エネルギー・産業技術総合開発機構

法人の概要

所 管	経済産業省	主管課	産業技術環境局 技術振興課					中期目標期間	第1期：平成15年10月1日～20年3月31日（4年6ヶ月） 第2期：平成20年4月1日～25年3月31日（5年）						
沿 革	昭55.1：新エネルギー総合開発機構 ⇒ 昭63.10：(特)新エネルギー・産業技術総合開発機構 ⇒ 平15.10:(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構														
組織体制	○本部所在地：神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー ○地方支部：北海道支部（札幌市）、関西支部（大阪市）、九州支部（福岡市） ○海外事務所：6ヶ所（ワシントン、シリコンバレー、バンコク、北京、パリ、ニューデリー）														
役職員数	○役員数（平成24年1月1日現在）： 理事長(常勤1)、副理事長(常勤1)、理事(常勤5)、監事(常勤1、非常勤1) ○職員数 (単位：人)														
	年度(4月1日)	発足前 (H15.9.30)	発足時 (H15.10.1)	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24			
	常勤職員数 [指数]*	1,289 [102]	1,262 [100]	1,256 [100]	1,256 [100]	1,046 [83]	975 [77]	952 [75]	969 [77]	937 [74]	879 [70]	849 [67]			
	旧組織からの採用	875	864	853	852	575	476	454	403	276	245	222			
	国等からの出向	108	109	107	103	99	100	96	93	87	80	76			
	移行後の採用者		0	8	20	65	77	92	177	295	314	320			
	民間出向等	306	289	288	281	307	322	310	296	279	240	231			
非常勤職員数	22	21	26	28	22	20	23	20	9	7	7				
※発足時職員数を100とした指数															
法人の目的	1. 非化石エネルギー、可燃性天然ガス及び石炭に関する技術並びにエネルギー使用合理化のための技術並びに鉱工業の技術に関し、民間の能力を活用して行う研究開発、民間において行われる研究開発の促進、これらの技術の利用の促進等の業務を国際的に協調しつつ総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその企業化の促進を図り、もって内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに経済及び産業の発展に資すること。 2. 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書第6条3に規定する排出削減単位の取得に通ずる行動に参加すること、京都議定書第12条9に規定する認証された排出削減量の取得に参加すること及び京都議定書第17条に規定する排出量取引に参加すること等により、我が国のエネルギーの利用及び産業活動に対する著しい制約を回避しつつ京都議定書第3条の規定に基づく約束を履行することに寄与すること。 (独法NEDO法第4条)														
業務の範囲	1. 産業技術開発関連業務(産業技術、新エネルギー及び省エネルギー技術に関する研究開発の実施、助成金の交付等) (1)研究開発マネジメントの高度化 (2)研究開発の実施(①ナショナルプロジェクト、②実用化・企業化促進事業、③技術シーズの育成事業) (3)産業技術人材養成の推進 (4)技術経営力の強化 2. 新エネルギー・省エネルギー関連業務(新エネルギー及び省エネルギーの導入・普及に係る助成金の交付等) ①導入補助等、新エネ債務保証、③石炭資源開発 3. クレジット取得関連業務(京都議定書に基づく温室効果ガスの排出削減単位の取得) 京都メカニズムプロジェクトの実施等により生じる温室効果ガス排出削減量(京都メカニズムクレジット)の取得 4. 経過業務(鉱工業承継業務、石炭経過業務)														
H19～22年度に おける決算額 (H23,H24は予算額) (単位：億円)	【収入】	H19 決算	H20 決算	H21 決算	H22 決算	H23 予算	H24 予算	【支出】	H19 決算	H20 決算	H21 決算	H22 決算	H23 予算	H24 予算	
	運営費交付金	1,549	1,548	1,903	1,666	1,385	1,219	業務経費	1,527	1,352	1,564	1,615	1,372	1,205	
	国庫補助金	646	538	451	337	31	3	国庫補助金事業費	646	538	451	337	31	3	
	受託収入	98	47	640	497	163	80	受託経費	98	47	640	497	163	80	
	政府出資金	0	21	55	87	12	5	借入金等償還	10	7	5	2	0.5	--	
	貸付等回収金	22	28	10	14	11	11	支払利息	0.9	0.5	0.2	0.01	0.01	--	
	業務収入	12	13	14	45	20	14	一般管理費	96	93	87	82	84	81	
	その他収入	29	39	32	212	20	21	その他支出		19		207	0.7	--	
	計	2,355	2,235	3,105	2,857	1,643	1,352	計	2,378	2,057	2,746	2,740	1,652	1,369	

(独) 情報処理推進機構

法人の概要

所 管	経済産業省	主管課	商務情報政策局情報処理振興課				中期目標期間	第1期：平成16年1月5日～平成20年3月31日（4年3ヶ月） 第2期：平成20年4月1日～平成25年3月31日（5年）				
沿 革	平 45.10 認可法人情報処理振興事業協会 → 平 16.1 独立行政法人情報処理推進機構											
組織体制	○本部所在地：東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス15・16階 ○海外事務所：ニューヨーク											
役職員数	役 員 数： 理事長（1）、理事（常勤2、非常勤0）、監事（常勤1、非常勤1）（H24.1.1現在） 常勤職員数： 169人、非常勤職員数：104人（H24.4.1現在）											
		移行前 (発足前日)	発足時 (H16.1.5)	H16.4.1	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1
	常勤職員数	148	216	214	205	206	187	186	178	181	175	169
	プロパー	33	75	74	71	61	55	50	47	44	43	42
	移行後の採用者	-	0	0	0	14	19	35	41	51	55	60
	官公庁からの出向者	27	26	25	24	27	26	24	21	21	19	15
	民間からの出向者	67	69	69	63	60	52	48	43	41	37	34
	その他（任期付職員等）	21	46	46	47	44	35	29	26	24	21	18
	非常勤職員数	18	17	20	48	69	74	89	96	99	99	104
法人の目的	プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理サービス業等を営む者に対する助成並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高度化を推進すること。（※情報処理の促進に関する法律第9条											
業務の範囲	情報処理を行う者の利便性の向上又は情報処理に関する安全性及び信頼性の確保に著しく寄与すると認められるプログラム（事業活動に広く用いられるものに限る。）であって、その開発を特に促進する必要があり、かつ、企業等が自ら開発することが困難なものを開発すること。 ② ①に掲げる業務に係るプログラムについて、対価を得て、普及すること。 ③ 情報処理サービス業者等（情報処理サービス業又はソフトウェア業を営む会社又は個人をいう。以下同じ。）が金融機関から電子計算機の導入、プログラムの開発その他業務又は技術の改善又は向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。 ④ 情報処理サービス業者等以外の者が金融機関からその事業活動の効率化に寄与するプログラムの開発又はプログラムの開発に関する業務を行う者の技術の向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。 ⑤ 情報処理に関する安全性及び信頼性の確保を図るため、情報処理システム（電子計算機及びプログラムの集合体であって、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）に関する技術上の評価を行うこと。 ⑥ 情報処理に関する調査を行い、及びその成果を普及すること。 ⑦ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。 ⑧ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二十九条第一項各号に掲げる業務を行うこと。 ⑨ 情報処理の促進に関する法律第7条第2項の規定による試験事務											
H20～24年度における決算額 (H23,24は 予算額) (単位：億円)	【収入】	H20	H21	H22	H23 予算	H24 予算	【支出】	H20	H21	H22	H23 予算	H24 予算
	○運営費交付金	50.0	48.4	47.0	40.4	38.8	業務経費	67.3	75.7	62.0	84.8	83.5
	○受託収入	1.2	1.5	1.5	33.9	34.1	○試験業務経費	26.0	31.1	27.2	23.6	23.7
	○業務収入	29.8	33.0	33.3	-	-	○情報処理推進事業経費	40.1	43.6	34.4	61.1	59.9
	○その他収入	4.6	4.2	4.8	0.1	0.1	○信用保証業務経費	1.2	1.0	0.4	-	-
							受託経費	1.2	1.0	1.5	-	-
							一般管理費	18.7	8.9	10.2	17.7	17.5
	合 計	85.8	87.2	86.6	75.1	73.5	合 計	79.3	86.2	73.8	102.5	101.0

(独) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構【JOGMEC】

未定稿

法人の概要

所管	経済産業省	主管課	資源エネルギー庁資源・燃料部政策課					中期目標期間	第1期：平成16年2月29日～20年3月31日(4年1月) 第2期：平成20年4月1日～25年3月31日(5年)					
沿革	昭38.5 金属鉱業事業団 → 昭42.10 石油公団 → 平16.2 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構													
組織体制	<p>本部所在地：東京都港区虎ノ門2-10-1 虎ノ門ツインビルディング(平23.5～)</p> <p>国内事務所：技術センター(千葉県千葉市)、金属資源情報センター(本部と同所在地)、金属資源技術研究所(秋田県鹿角郡)、石油備蓄基地事務所10か所(苫小牧東部、むつ小川原、秋田、久慈、福井、菊間、白島、上五島、串木野、志布志)、石油ガス備蓄基地事務所/事業所5か所(神栖、七尾、倉敷、波方、福島)、鉱害防止支援事務所5か所(北海道、東北、中国・近畿、九州、松尾(管理事務所))、柏崎テストフィールド(新潟県柏崎市)</p> <p>海外事務所：14か所(バンクーバー、ワシントン、ヒューストン、メキシコ、リマ、サンティアゴ、ロンドン、中東、モスクワ、北京、ジャカルタ、ハノイ(駐在員事務所)、シドニー、ポツワナ(地質リモートセンシングセンター))</p>													
役員数	○役員数：理事長1、副理事長1、理事6、監事(常勤)2(H24.4.1現在) ○職員数：常勤職員475人、非常勤職員299人(H24.4.1現在)													
	役員数の推移	移行前 (H16.2.28)	発足時 (H16.2.29)	H16.4.1	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1		
	役員	17	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		
	常勤職員	578	459	472	506	506	486	483	482	476	482	475		
	旧組織からの移行者	410	292	293	319	352	350	358	356	346	350	351		
	移行後の採用者		0	2	13	12	11	11	20	28	29	24		
	国からの出向者	54	54	52	57	57	55	53	50	57	55	59		
	民間からの出向者	114	113	125	117	85	70	61	56	45	48	41		
非常勤職員	60	59	59	79	72	93	171	175	244	295	299			
法人の目的	石油及び可燃性天然ガス並びに金属鉱物の探鉱等に必要な資金の供給その他石油及び可燃性天然ガス資源並びに金属鉱物資源の開発を促進するために必要な業務並びに石油及び金属鉱産物の備蓄に必要な業務を行い、もって石油等及び金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給に資するとともに、金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸付けその他の業務を行い、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全並びに金属鉱業等の健全な発展に寄与することを目的とする。(独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法(平成14年法律第94号。以下「機構法」という。)第3条)													
業務の範囲	<p>①石油等及び金属鉱物の探鉱等に必要な資金の出資、融資及び債務保証(リスクマネー供給)</p> <p>②石油等及び金属鉱物の探鉱等に必要な調査・研究・技術開発及び情報提供</p> <p>③石油及び金属鉱産物の備蓄</p> <p>④鉱害防止に係る支援</p>													
【法人単位】 19～22年度に おける決算額 (23・24年度は 予算額) (単位：億円)	【収入】	H19	H20	H21	H22	H23	H24	【支出】	H19	H20	H21	H22	H23	H24
	運営費交付金	333	275	245	211	181	169	業務経費	566	239	409	448	389	421
	国庫補助金	22	23	28	37	72	65	施設整備費	-	-	48	158	25	-
	施設整備費補助金	-	-	50	158	25	-	投融資支出	6,654	7,209	9,491	4,701	6,715	8,508
	政府出資金	134	465	555	606	206	676	信用基金繰入	16	32	119	155	50	-
	借入金	6,497	7,022	9,415	4,461	9,984	8,867	受託経費	1,130	929	973	1,010	836	1,401
	投融資回収金	4,577	6,501	6,950	9,292	4,235	5,604	借入金等償還	4,603	6,584	7,032	9,312	7,661	6,588
	業務収入	289	127	210	252	198	135	支払利息	64	74	100	26	103	59
	受託収入	1,098	972	971	1,014	836	1,401	一般管理費	15	14	13	16	17	18
	その他収入	51	37	39	34	27	21	その他支出	9	4	3	37	1	1
計	13,001	15,421	18,462	16,065	15,764	16,938	計	13,058	15,086	18,186	15,862	15,797	16,997	

(独) 日本学術振興会

1. 法人の概要

所 管	文部科学省	主管課	研究振興局振興企画課			中期目標期間	平成20年4月1日～25年3月31日（5年間）
沿 革	沿革 昭7.12 財団法人学術振興会 → 昭42.9 日本学術振興会 → 平15.10 独立行政法人日本学術振興会						
組織体制	本部所在地：東京都千代田区麹町5-3-1（麹町事務室及び一番町事務室） 海外機関：10か所（ワシントン、サンフランシスコ、ボン、ロンドン、ストックホルム、ストラスブール、バンコク、北京、カイロ、ナイロビ）						
役職員数	役員数：理事長（1人）、理事（2人）、監事（常勤（1人）、非常勤（1人））（H24.4.1現在）						
	職種	H20	H21	H22	H23	H24	
	常勤事務職員	96	108	139	130	138	
	非常勤職員	2	4	5	8	15	
	合計	98	112	144	138	153	
法人の目的	学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的とする。						
業務の範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学術の研究に関し、必要な助成を行うこと。 2. 優秀な学術の研究者を養成するため、研究者に研究を奨励するための資金を支給すること。 3. 海外への研究者の派遣、外国人研究者の受入れその他学術に関する国際交流を促進するための業務を行うこと。 4. 学術の応用に関する研究を行うこと。 5. 学術の応用に関する研究に関し、学界と産業界との協力を促進するために必要な援助を行うこと。 6. 学術の振興のための方策に関する調査及び研究を行うこと。 7. 4. 及び6. に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。 8. 学術の振興のために国が行う助成に必要な審査及び評価を行うこと。 9. 1. から8. の業務に附帯する業務を行うこと。 						

	【収 入】							【支 出】						
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H19	H20	H21	H22	H23	H24		
H19～22 年度にお ける決算 額 (H23、24 は予算額) (単位：百 万円)	・ 運営費交付金	29,024	28,859	29,167	28,021	29,230	29,229	・ 一般管理費	525	518	622	894	1,243	1,159
	・ 国庫補助金収入	129,830	125,946	282,786	146,228	245,803	230,844	人件費	249	255	310	394	478	442
	科学研究費補助金	129,646	125,682	124,750	128,862	141,057	113,286	物件費	276	263	312	501	765	717
	研究拠点形成費等補助金	184	166	190	106	74	168	・ 事業費	27,884	27,791	28,651	27,398	28,777	28,807
	大学改革推進等補助金	-	98	105	37	55	71	人件費	581	548	545	526	549	543
	国際化拠点整備事業費補助金	-	-	31	19	40	59	物件費	27,303	27,244	28,106	26,872	28,229	28,264
	科学技術総合推進費補助金	-	-	146	140	-	-	・ 科学研究費補助事業費	127,336	125,049	124,679	128,722	141,057	113,286
	先端研究助成基金補助金	-	-	150,000	-	-	-	・ 研究拠点形成費等補助事業費	183	157	120	81	74	168
	研究者海外派遣基金補助金	-	-	7,564	-	-	-	・ 大学改革推進等補助事業費	-	90	89	33	55	71
	最先端研究開発戦略的強化費補助金	-	-	-	17,063	17,500	10,050	・ 国際化拠点整備事業費補助事業費	-	-	16	7	40	59
	若手研究者戦略的海外派遣事業費補助金	-	-	-	-	1,750	2,050	・ 科学技術総合推進費補助事業費	-	-	132	130	-	-
	学術研究助成基金補助金	-	-	-	-	85,328	105,160	・ 先端研究助成事業費	-	-	15,785	39,301	42,690	35,785
	・ 事業収入	158	112	134	594	299	220	・ 研究者海外派遣事業費	-	-	2,695	704	2,590	1,552
	・ 寄附金事業収入	79	46	55	21	15	38	・ 最先端研究開発戦略的強化費補助事業費	-	-	-	17,044	17,500	10,050
	・ 産学協力事業収入	265	262	267	258	284	261	・ 若手研究者戦略的海外派遣事業費補助事業費	-	-	-	-	1,750	2,050
	・ 学術図書出版事業収入	10	1	0	1	1	1	・ 学術研究助成基金事業費	-	-	-	-	55,013	78,304
	・ 受託事業収入	649	1,000	938	185	563	221	・ 寄附金事業費	79	46	55	49	46	47
	合 計	160,014	156,227	313,348	175,308	276,194	260,813	・ 産学協力事業費	265	262	269	264	284	261
								・ 学術図書出版事業費	15	1	0	0	1	1
								・ 受託事業費	636	825	999	185	567	223
							合 計	156,923	154,740	174,113	214,812	291,686	271,823	

(独) 理化学研究所

1. 法人の概要

所管	文部科学省	主管課	研究振興局基礎研究振興課					次期中期 目標期間	平成20年4月1日～25年3月31日(5年間)					
沿革	大6.3 財団法人理化学研究所→昭23.3 株式会社科学研究所→昭33.10 理化学研究所(廃止)→平15.10 (独)理化学研究所													
組織体制	<p>本部所在地：埼玉県和光市</p> <p>事業所等：研究所(5)(和光、筑波、播磨、横浜、神戸)、支所(2)(仙台、名古屋)、横浜研究所新興・再興感染症研究ネットワーク推進センター(千代田区神田)、東京連絡事務所(千代田区内幸町)、板橋分所(板橋区)、海外(6)(米国・ニューヨーク(BNL 研究センター)、米国・ケンブリッジ(MIT 神経回路遺伝学研究センター)、シンガポール(シンガポール事務所)、イギリス(RAL 支所)、中国・北京(北京事務所)、韓国(HYU 連携研究センター))</p> <p>*BNL: ブルックヘブン国立研究所、RAL:ラザフォード・アップルトン研究所</p>													
役職員数	常勤役員数：理事長(1)、理事(常勤5)、監事(常勤2)(H24.4.1現在)													
	職員数													
	職種	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度								
	定年制研究系職員	376	362	344	332	333								
	任期制研究系職員	2,292	2,348	2,470	2,508	2,493								
	定年制事務職員	233	249	254	263	269								
	任期制事務職員	210	228	271	286	274								
合計	3,111	3,187	3,339	3,389	3,369									
(注) 20～23年度は各年度末時点の職員数、24年度は平成24年4月1日時点の職員数を記載。														
法人の目的	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。)に関する試験及び研究等の業務を総合的に行うことにより、科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。													
業務の範囲	<p>① 科学技術に関する試験及び研究を行うこと。</p> <p>② ①に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。</p> <p>③ 研究所の施設及び設備を科学技術に関する試験、研究及び開発を行う者の共用に関すること。</p> <p>④ 科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。</p> <p>⑤ ①～④の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>⑥ 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律第5条第1項に規定する業務を行うこと。</p>													
H19～22年度における決算額 (H23、24は予算額) (単位:百万円)	【収入】	H19	H20	H21	H22	H23	H24	【支出】	H19	H20	H21	H22	H23	H24
	・運営費交付金	62,334	60,139	59,190	58,312	58,378	58,076	・一般管理費	5,630	4,464	4,306	4,001	4,160	4,359
	・施設整備費補助金等	18,375	35,161	44,724	53,059	30,352	26,596	(公租公課を除く。)	(3,618)	(2,601)	(2,548)	(2,301)	(2,406)	(2,214)
	・雑収入	715	468	399	1,006	414	428	うち、人件費(管理系)	2,728	1,738	1,708	1,480	1,625	1,461
	・受託事業収入等	10,124	10,808	13,587	13,641	4,531	4,937	物件費	890	864	839	821	782	753
	・目的積立金取崩額	22	0	0	0	0	0	公租公課	2,011	1,863	1,758	1,700	1,753	2,145
								・業務経費	60,356	52,357	51,878	54,660	54,632	54,144
								うち、人件費(事業系)	4,947	5,693	5,446	5,409	5,539	5,537
								物件費	55,409	46,664	46,432	49,251	49,093	48,607
								・施設整備費等	18,677	35,341	44,954	53,300	30,634	26,944
							・受託事業等	9,830	10,479	13,238	13,215	4,248	4,588	
合計	91,570	106,576	117,899	126,019	93,673	90,036	合計	94,492	102,641	114,377	125,177	93,673	90,036	

(独) 宇宙航空研究開発機構

1. 法人の概要

所 管	文部科学省	主管課	研究開発局宇宙開発利用課			中期目標 期間	平成 20 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日 (5 年間)																																				
沿 革	<p>①昭和 39.4 東京大学宇宙航空研究所 → 昭和 56.4 文部省宇宙科学研究所 → 平成 13.1 文部科学省宇宙科学研究所 → 平成 15.10 (独) 宇宙航空研究開発機構</p> <p>②昭和 44.10 宇宙開発事業団 → 平成 15.10 (独) 宇宙航空研究開発機構</p> <p>③昭和 30.7 総理府航空技術研究所 → 昭和 31.5 科学技術庁航空技術研究所 → 昭和 38.4 科学技術庁航空宇宙技術研究所 → 平成 13.1 文部科学省航空宇宙技術研究所 → 平成 13.4 (独) 航空宇宙技術研究所</p>																																										
組織体制	<p>本社:調布市</p> <p>事業所等:東京事務所(千代田区丸の内)、宇宙センター(3)(筑波、種子島、宮城県角田市)、調布航空宇宙センター(調布市)、相模原キャンパス(相模原市)、宇宙空間観測所(2)(内之浦、臼田(長野県南佐久市))、宇宙通信所(3)(勝浦、増田(鹿児島県中種子町)、沖縄)、地球観測センター(埼玉県鳩山町)、能代ロケット実験所(秋田県能代市)、海外駐在員事務所(5)(ワシントン、ヒューストン、パリ、バンコク、モスクワ)、分室(2)(調布航空宇宙センター飛行場、大手町)、小笠原追跡所、関西サテライトオフィス、名古屋空港飛行研究拠点(調布航空宇宙センターの分室)、大樹航空宇宙実験場(北海道広尾郡)</p>																																										
役職員数	<p>常勤役員数： 理事長（1）、副理事長(1)、理事（7）、監事（2）(H24.4.1現在)</p> <p>職員数</p> <table border="1" data-bbox="379 909 1673 1192"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>20 年度</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定年制研究職員</td> <td>1,333</td> <td>1,304</td> <td>1281</td> <td>1,276</td> <td>1,274</td> </tr> <tr> <td>任期制研究系職員</td> <td>404</td> <td>384</td> <td>401</td> <td>444</td> <td>438</td> </tr> <tr> <td>定年制事務職員</td> <td>373</td> <td>368</td> <td>366</td> <td>363</td> <td>364</td> </tr> <tr> <td>任期制事務職員</td> <td>40</td> <td>65</td> <td>88</td> <td>90</td> <td>91</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,150</td> <td>2,121</td> <td>2,136</td> <td>2,173</td> <td>2,167</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)20～23 年度は各年度末時点の職員数、24 年度は平成 24 年 4 月 1 日時点の職員数を記載。</p>							職種	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	定年制研究職員	1,333	1,304	1281	1,276	1,274	任期制研究系職員	404	384	401	444	438	定年制事務職員	373	368	366	363	364	任期制事務職員	40	65	88	90	91	合計	2,150	2,121	2,136	2,173	2,167
職種	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度																																						
定年制研究職員	1,333	1,304	1281	1,276	1,274																																						
任期制研究系職員	404	384	401	444	438																																						
定年制事務職員	373	368	366	363	364																																						
任期制事務職員	40	65	88	90	91																																						
合計	2,150	2,121	2,136	2,173	2,167																																						
法人の目的	<p>大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術に関する基礎研究及び宇宙に関する基盤的研究開発並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用並びにこれらに関連する業務を、宇宙基本法第二条の宇宙の平和的利用の目的に限り、総合的かつ計画的に行うとともに、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることを目的とする。</p>																																										
業務の範囲	<ol style="list-style-type: none"> ① 大学との共同その他の方法による宇宙科学に関する学術研究を行うこと。 ② 宇宙科学技術及び航空科学技術に関する基礎研究並びに宇宙及び航空に関する基盤的研究開発を行うこと。 ③ 人工衛星等の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発を行うこと。 ④ 人工衛星等の打上げ、追跡及び運用並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発を行うこと。 ⑤ 第三号及び第四号に掲げる業務に関し、民間事業者の求めに応じて援助及び助言を行うこと。 ⑥ 前各号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。 ⑦ 機構の施設及び設備を学術研究、科学技術に関する研究開発並びに宇宙の開発及び利用を行う者の利用に供すること。 ⑧ 宇宙科学並びに宇宙科学技術及び航空科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。 ⑨ 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。 ⑩ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。 																																										

	【収入】	H19	H20	H21	H22	H23	H24	【支出】	H19	H20	H21	H22	H23	H24
	H19～22年度に おける決算額 (H23、24は予算額) (単位:百万円)	・運営費交付金	128,826	130,226	143,414	130,391	132,655	119,758	・一般管理費 (公租公課を除く(一般 管理費))	7,393 (6,715)	7,221 (6,503)	6,954 (6,150)	6,760 (5,818)	7,014 (6,140)
・施設整備費補助金		8,237	6,299	8,178	5,752	8,636	7,096	うち、人件費(管理系) 物件費 公租公課	4,246 2,469 677	4,116 2,386 718	3,977 2,172 804	4,165 1,652 941	3,816 2,324 874	3,755 2,264 852
・国際宇宙ステーション開発費補助金		32,748	34,875	35,670	40,357	30,009	34,149	・事業費 うち、人件費(事業系) 物件費	129,213 14,612 114,600	123,154 15,021 108,132	132,335 13,299 119,035	121,285 13,365 107,920	116,412 13,625 102,787	113,888 13,519 100,370
・地球観測システム研究開発費補助金*1		13,912	16,535	15,032	17,062	12,732	11,007	・施設整備費補助金経費	8,193	6,294	8,167	5,748	7,532	7,096
・受託収入		32,519	40,188	43,206	48,203	43,675	35,929	・国際宇宙ステーション開発費補助金経費	32,744	34,867	35,654	40,344	30,009	34,149
・その他の収入		1,607	829	721	917	1,000	1,000	・地球観測システム研究 開発費補助金経費*2	13,908	16,524	15,017	16,914	12,633	11,007
								・受託経費	31,941	38,978	42,842	46,817	36,358	35,929
合計		217,850	228,955	246,222	242,685	228,706	208,939	合計	223,394	227,040	240,972	237,871	209,958	208,939

*1：H21以前の区分は「地球観測衛星開発費補助金」

*2：H21以前の区分は「地球観測衛星開発費補助金経費」

※ H23年度予算は補正予算を含む

(独) 日本スポーツ振興センター

1. 法人の概要

所 管	文部科学省	主管課	文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ・青少年企画課、スポーツ振興課、競技スポーツ課、学校健康教育課					中期目標期間	平成 20 年 4 月 1 日～25 年 3 月 31 日						
沿 革	<p>昭 33. 4 国立競技場</p> <p>昭和 30. 10 日本学校給食会</p> <p>昭和 35. 3 日本学校安全会</p> <p>昭 57. 7 日本学校健康会</p> <p>昭 61. 3 日本体育・学校健康センター</p> <p>平 15. 10 独立行政法人 日本スポーツ振興センター</p>														
組織体制	<p>本部所在地： 東京都新宿区</p> <p>地方支所： 6ヶ所（仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡）</p> <p>施設等： 国立霞ヶ丘競技場（陸上競技場、秩父宮ラグビー場等）、国立代々木競技場（第一体育館、第二体育館等）、国立スポーツ科学センター、ナショナルトレーニングセンター、国立登山研修所、ロンドン事務所、検査・研修施設（※用途廃止済。24 年度中に国庫納付予定。）</p>														
役職員数	常勤役員数： 理事長（1）、理事（常勤4）、監事（常勤1、非常勤1）（H24. 1. 1 現在）														
	職種	H20. 4. 1	H21. 4. 1	H22. 4. 1	H23. 4. 1	H24. 4. 1									
	常勤職員	332	338	350	341	338									
	非常勤職員	235	276	243	275	296									
合計	567	614	593	616	634										
法人の目的	<p>スポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、学校の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与する。</p>														
業務の範囲	<p>1. 日本スポーツ振興センターの設置するスポーツ施設及び附属施設を運営し、並びにこれらの施設を利用してスポーツの振興のため必要な業務を行うこと。</p> <p>2. スポーツ団体が行う次に掲げる活動に対し資金の支給その他の援助を行うこと。イ. スポーツに関する競技水準の向上を図るため計画的かつ継続的に行う合宿その他の活動、ロ. 国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会、研究集会又は講習会の開催。</p> <p>3. 優秀なスポーツの選手若しくは指導者が行う競技技術の向上を図るための活動又は優秀なスポーツの選手が受ける職業若しくは实际生活に必要な能力を育成するための教育に対し資金の支給その他の援助を行うこと。</p> <p>4. 国際的に卓越したスポーツの活動を行う計画を有する者が行うその活動に対し資金の支給その他の援助を行うこと。</p> <p>5. スポーツ振興投票の実施等に関する法律に規定する業務を行うこと。</p> <p>6. 学校の管理下における児童生徒等の災害につき、当該児童生徒等の保護者又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあっては当該生徒若しくは学生その他政令で定める者に対し、災害共済給付を行うこと。</p> <p>7. スポーツ及び学校安全その他の学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供を行うこと。</p> <p>8. 前号に掲げる業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他普及の事業を行うこと。</p> <p>9. 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p>														
H19～22 年	【収 入】	H19	H20	H21	H22	H23	H24	【支 出】	H19	H20	H21	H22	H23	H24	

度における 決算額 (H23、24 は予算額)															
(単位：百 万円)															
・一般勘定	運営費交付金	5,375	7,071	6,026	5,945	6,135	5,881	・一般勘定	業務経費	5,647	8,508	9,877	9,660	9,343	9,201
	施設整備費補助金	1,506	1,821	2,659	2,674	3,046	3,755		人件費(事業系)	-	2,597	2,469	2,649	2,643	2,616
	競技力向上支援事業費補助金	-	-	627	-	-	-		国立競技場運営費	1,177	1,230	1,288	1,448	1,011	1,284
	基金運用収入	594	579	593	645	593	593		国立スポーツ科学センター運営費	1,977	2,023	2,665	2,232	2,091	2,439
	国立競技場運営収入	2,029	2,367	2,389	2,363	2,201	2,288		ナショナルトレーニングセンター中核拠点施設(仮称)運営費	834	-	-	-	-	-
	国立スポーツ科学センター運営収入	351	304	329	351	332	332		ナショナルトレーニングセンター運営費	-	1,070	1,613	1,065	1,675	1,017
	国立登山研修所運営収入	-	-	1	1	1	1		国立登山研修所運営費	-	-	64	58	57	59
	スポーツ及び健康教育普及事業収入	65	63	30	23	27	47		スポーツ振興基金事業費	1,014	1,046	992	1,206	1,233	1,228
	受託事業収入	-	125	328	969	996	1,089		スポーツ及び健康教育普及事業費	645	544	786	1,002	634	558
	寄附金収入	203	37	33	34	76	122		受託事業費	-	122	326	853	996	1,089
	営業外収入	5	6	6	4	4	6		人件費	3,384	-	-	-	-	-
	災害共済給付勘定受入金 ^{注1}	203	198	182	172	224	218		一般管理費	518	1,032	983	1,003	1,063	1,032
	利息収入	62	39	17	14	6	1		人件費(管理系)	-	608	610	606	682	657
	その他収入	299	3,415	21	10	1	1		物件費	-	423	373	396	381	375
	児童生徒等健康保持増進事業積立金取崩額	386	-	-	-	-	-		施設整備費	1,506	1,821	2,659	2,674	3,046	3,755
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	184	474	724	303	232		競技力向上支援事業費	-	-	627	-	-	-
	計	11,194	16,759	14,061	14,309	14,448	15,076		計	11,056	11,483	14,471	14,190	14,448	15,076
・投票勘定	スポーツ振興投票事業収入	64,162	90,529	79,401	85,479	63,614	78,690	・投票勘定	業務経費	15,621	19,106	21,806	25,597	32,356	34,601
	スポーツ振興投票事業準備金戻入	79	949	6,045	8,978	16,106	14,865		スポーツ振興投票業務運営費	15,543	17,862	15,468	16,243	15,815	19,301
	利息収入	48	112	114	123	115	77		スポーツ振興投票助成事業費	79	949	6,045	8,978	16,106	14,865
	その他収入	0	0	-	1	-	-		人件費	-	294	293	376	436	436
	積立金取崩額	-	-	-	-	-	1,984		人件費	307	-	-	-	-	-
	計	64,288	91,591	85,560	94,579	79,834	95,615		一般管理費	55	51	50	44	49	47
・災害共済給付勘定	災害共済給付補助金	2,564	2,563	2,563	2,562	2,561	2,560	・災害共済給付勘定	払戻返還金	31,856	44,871	39,274	42,406	31,500	39,000
	共済掛金収入	17,074	16,979	16,892	16,831	16,564	16,569		国庫納付金	728	6,130	8,018	8,070	5,210	7,229
	免責特約勘定より受入 ^{注1}	307	274	285	285	278	283		スポーツ振興投票事業準備金繰入	1,456	12,259	16,036	16,140	10,419	14,458
	利息収入	38	36	12	6	19	19		事業外支出	14,186	8,708	-	-	-	-
	その他収入	32	3	8	4	-	-		計	64,208	91,124	85,184	92,257	79,534	95,335
	計	20,016	19,856	19,761	19,687	19,422	19,431	・災害共済給付勘定	給付金	19,295	18,804	18,204	18,883	18,409	19,259
・免責特約勘定	共済掛金収入	442	440	437	435	427	426		一般勘定繰入金 ^{注1}	203	198	182	172	224	218
	利息収入	18	19	13	6	18	18		計	19,497	19,002	18,385	19,055	18,633	19,477
	計	460	459	451	441	445	444	・免責特約勘定	災害共済給付勘定へ繰入 ^{注1}	307	274	285	285	278	283
	計	460	459	451	441	445	444		計	307	274	285	285	278	283
合計	合計	95,448	128,193	119,366	128,560	113,648	130,065	合計	合計	94,559	121,411	117,859	125,329	112,392	129,670

(注1) 勘定については、「投票勘定」「災害共済給付勘定」「免責特約勘定」及び「一般勘定」の4勘定。なお、合計は、勘定間の繰入額(収入と支出の両科目)を相殺して計上しているため、各勘定の計の積算と一致しない。

(注2) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注3) 第2期中期目標期間開始に伴い、平成20年度から支出の区分項目のうち、人件費を業務経費の人件費及び一般管理費の人件費に変更した(一般勘定)。

(独) 日本芸術文化振興会

1. 法人の概要

所 管	文部科学省	主管課	文化庁長官官房政策課独立行政法人支援室				中期目標期間	第2期：平成20年4月1日～25年3月31日（5年間）						
沿 革	昭41.7 特殊法人国立劇場設立→ 平2.3 特殊法人日本芸術文化振興会（芸術文化振興基金設立により、芸術活動分野への助成事業開始）→平15.10 独立行政法人へ移行													
組織体制	本部所在地：東京都千代田区隼町4-1 （施設）国立劇場本館、国立演芸資料館、伝統芸能情報館（東京都千代田区）、国立能楽堂（東京都渋谷区）、国立文楽劇場（大阪府大阪市） 新国立劇場（東京都渋谷区）、舞台美術センター（千葉県銚子市）、国立劇場おきなわ（沖縄県浦添市）													
役職員数	役員数：理事長（1）、理事（3）、監事（常勤1、非常勤1）（年度当初人数）													
	職種	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度								
	定年制事務職員（管理系）	63	63	66	66	66								
	定年制事務職員（事業系）	242	243	240	232	230								
	合計	305	306	306	298	296								
法人の目的	独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）は、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能（「伝統芸能」）の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術（「現代舞台芸術」）の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的とする。													
業務の範囲	① 文化芸術活動に対する援助を行うこと。 ② 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行うこと。 ③ 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他関係者の研修を行うこと。 ④ 伝統芸能及び現代舞台芸術に関して調査研究を行い並びに資料を収集し、及び利用に供すること。 ⑤ 劇場施設を以上の事業と同様の目的を有する事業の利用に供すること。 ⑥ その他以上の事業に附帯する業務を行うこと。													
H19～22年度における決算額（H23、24は予算額） （単位：百万円）	【収入】	H19	H20	H21	H22	H23	H24	【支出】	H19	H20	H21	H22	H23	H24
	・運営費交付金	11,482	11,023	10,985	10,570	10,244	10,062	・一般管理費	1,113	1,065	975	1,054	1,083	1,060
	・施設整備費	801	874	1,803	3,081	412	114	・事業費	10,799	9,597	9,663	9,571	9,241	9,083
	・公演受託事業収入	56	25	11	39	5	0	・雑損失	—	—	—	—	—	—
	・公演事業収入	3,046	2,971	3,013	2,868	3,029	3,089	・施設整備費	801	874	1,803	3,081	412	114
	・基金運用収入	1,880	1,775	1,657	1,379	1,512	1,408	・公演事業費	2,963	2,835	2,974	2,840	3,028	3,089
	・寄付金収入	0	0	0	0	1	1	・公演受託事業費	54	21	10	35	5	0
	・文化芸術振興費補助金	—	—	5,178	4,493	4,299	3,796	・基金助成事業費	1,961	1,844	1,383	1,641	1,551	1,428
	・その他収入（雑収入含む）	96	122	81	107	117	100	・文化芸術振興費	—	—	4,924	4,306	4,299	3,796
	合 計	17,361	16,790	22,728	22,537	19,619	18,570	合 計	17,691	16,236	21,732	22,528	19,619	18,570

(特)日本私立学校振興・共済事業団(助成事業関係)

1. 法人の概要

所管	文部科学省	主管課	高等教育局 私学部 私学助成課					中期目標期間	平成20年4月1日～25年3月31日(5年間)					
沿革	<p>↑(貸付事業)→ 昭27.3 私立学校振興会 → 昭45.7 日本私学振興財団 → 平10.1 日本私立学校振興・共済事業団</p> <p>昭26.12(財)私学振興会 → 昭27.4(財)私学教職員共済会 → 昭29.1 私立学校教職員共済組合</p> <p>大13.7(財)私学恩給財団</p> <p>※_その他、業務移管等</p> <p>【日本私学振興財団】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭27.11 貸付事業の開始 ・昭29.2 助成金の交付開始 ・昭42.9 寄付金事業の開始 ・昭45.7 財団設立に伴い、私立大学等経常費補助金の交付及び私学経営に関する調査相談等の事業の開始 ・昭50.11 学術研究振興基金の事業開始 <p>【私立学校教職員共済組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭47.5 沖縄本土復帰により、沖縄私学の加入、沖縄私学共済の権利義務を継承 ・昭48.4 電子計算機による事務処理開始 ・昭49.4 適用除外校の加入(68法人、130校、21,378人) 													
組織体制	<p>本部・私学振興事業本部 東京都千代田区富士見</p> <p>共済事業本部 東京都文京区湯島</p> <p>※【共済事業関係施設】病院(1か所)、会館(8か所)、宿泊所(4か所)、保養所(4か所)、総合運動場(1か所)</p>													
役職員数	<p>役員数：理事長(1)、理事(常勤5、非常勤4)、監事(常勤1 非常勤1) (平24.4.1現在)</p> <p>常勤職員数：101人(平20年度)→100人(平21年度)→100人(平22年度)→101人(H23年度)→102人(H24年度)</p> <p>非常勤職員数：2人(平20年度)→3人(平21年度)→3人(平22年度)→2人(H23年度)→1人(H24年度)</p>													
法人の目的	<p>私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行うとともに、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による共済制度を運営し、もって私立学校教育の振興に資すること。</p>													
業務の範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1. 私立学校の教育に必要な経費に対する国の補助金で、政令で定めるものの交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、補助金を交付すること。 2. 学校法人又は準学校法人に対し、その設置する私立学校又は職業に必要な技術の教授を目的とする私立の専修学校若しくは各種学校で、政令で定めるものの施設の整備その他の経営のため必要な資金を貸し付け、及び私立学校教育(私立の専修学校及び各種学校の教育を含む。以下この項において同じ。)に関連してその振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その事業について必要な資金を貸し付けること。 3. 私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う学校法人、準学校法人その他の者に対し、その事業について助成金を交付すること。 4. 私立学校教育の振興のための寄付金を募集し、管理し、及び学校法人、準学校法人その他私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その配付を行うこと。 5. 私立学校の教育条件及び経営に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、並びに関係者の依頼に応じてその成果の提供その他の指導を行うこと。 6. 1～5の業務に付帯する業務を行うこと。 7. 政令で定める災害により被害を受けた私立の専修学校又は各種学校(第一項第二号の業務の対象となるものを除く。)で政令で定めるものを設置する学校法人又は準学校法人に対し、同号の規定する資金を貸し付けること。 													
H19～22年度に おける決算額 (H23、24は予算額)	【収入】	H19	H20	H21	H22	H23	H24	【支出】	H19	H20	H21	H22	H23	H24
	<ul style="list-style-type: none"> ・政府出資金 ・借入金 ・私学振興債券 ・貸付回収金 ・貸付金利息 ・預金利息 ・国庫補助金 ・受入寄付金 ・受入基金 ・基金受取利息 ・雑収入 	0	0	11,000	—	28,166	—	—	39,044	55,488	86,216	70,140	143,854	94,000
(単位:百万円)		18,800	40,100	56,900	46,600	99,188	82,100	56,325	53,634	54,613	55,404	53,977	58,540	
		7,998	3,998	8,000	8,000	5,000	5,000	12,160	10,886	9,879	9,166	9,494	9,796	
		67,404	64,982	65,681	69,559	70,387	70,554	696	807	889	999	1,093	1,055	
		14,890	13,709	12,804	12,340	12,945	12,444	30	16	30	30	19	19	
		25	15	7	3	3	3	22	73	100	100	100	100	
		328,050	324,827	321,782	322,182	339,391	326,325	328,050	324,827	321,782	322,182	339,391	326,325	
		20,007	15,762	13,099	13,616	14,008	14,007	20,759	15,455	14,404	12,630	14,008	14,007	
		26	19	10	8	6	6	115	129	129	130	130	130	
		110	110	110	114	110	110	1,139	1,100	1,039	1,016	1,115	1,116	
		123	401	595	2,473	48	13	167	159	158	155	171	167	
								415	387	379	387	454	450	
								40	—	—	—	—	—	
								11	37	50	70	70	100	
								109	384	577	2,456	35	—	
								—	—	—	—	6,000	6,000	

	合 計	457,433	463,923	489,988	474,895	569,254	510,565	合 計	459,082	463,382	490,245	474,865	569,916	511,809
--	-----	---------	---------	---------	---------	---------	---------	-----	---------	---------	---------	---------	---------	---------

(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

未定稿

法人の概要

所管	国土交通省	主管課	鉄道局 総務課 海事局 総務課	中期目標 期間	平成 20 年4月1日～25 年3月 31 日(5年間)						
沿革	S34.6 国内旅客船公団 → S36.4 特定船舶整備公団 → S41.12 船舶整備公団 S62.4 新幹線鉄道保有機構 → H3.10 鉄道整備基金 (※1) → H9.10 運輸施設整備事業団(H13.3 造船業基盤整備事業協会の一部業務移管) S39.3 日本鉄道建設公団(H10.10 日本国有鉄道清算事業団の一部業務移管)										
組織 体制	本社所在地: 神奈川県横浜市中区本町 6-50-1 横浜アイランドタワー ・ 鉄道建設本部、2支社(東京、大阪)、5新幹線建設局(北海道、青森、北陸、北陸第二、九州) ・ 国鉄清算事業、2支社(東日本、西日本)										
役職 員数	役員数: 理事長(1)、副理事長(常勤1)、理事長代理(常勤1)、理事(常勤7)、監事(常勤3) (H24.4.1 現在) 職員数: (単位:人)										
	区分	平成 15 年度 (平 15.10.1 現在)	16 年度 (平 16.4.1 現在)	17 年度 (平 17.4.1 現在)	18 年度 (平 18.4.1 現在)	19 年度 (平 19.4.1 現在)	20 年度 (平 20.4.1 現在)	21 年度 (平 21.4.1 現在)	22 年度 (平 22.4.1 現在)	23 年度 (平 23.4.1 現在)	24 年度 (平 24.4.1 現在)
	常勤職員数	1,891	1,861	1,830	1,799	1,768	1,694	1,672	1,593	1,590	1,597
	非常勤職員数	129	103	91	88	90	113	91	149	185	209
(注) 非常勤職員数が増加傾向にあるが、これは、派遣労働者を順次、機構の直接雇用である契約職員に振り替えたことによるものである。											
法人の 目的	鉄道の建設等に関する業務及び鉄道事業者、海上運送事業者等による運輸施設の整備を促進するための助成その他の支援に関する業務を総合的かつ効率的に行うことにより、輸送に対する国民の需要の高度化、多様化等に的確に対応した大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立並びにこれによる地域の振興並びに大都市の機能の維持及び増進を図るとともに、運輸技術に関する基礎的研究に関する業務を行うことにより、陸上運送、海上運送及び航空運送の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。										
業務の 範囲	① 鉄道建設 ・ 新幹線鉄道に係る建設、調査、貸付、災害復旧工事等(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成 14 年法律第 180 号。以下「法」という。)第 12 条第1項第1号～第4号) ・ 鉄道(新幹線鉄道を除く。)等の建設及び大規模改良、貸付、災害復旧工事等(法第 12 条第1項第5号及び第6号) ・ 鉄道施設で高架のものの建設と一体として建設することが適当であると認められる事務所及び倉庫等(高架施設)の建設・管理、鉄道に関する工事及び調査等(他の業務に支障のない範囲)(法第 12 条第3項第1号及び第2号) ② 鉄道助成 ・ 主要幹線鉄道又は都市鉄道の建設・改良を行う事業者等に対する補助金交付、鉄道軌道整備法(第8条第7項)及び踏切道改良促進法(第8条第3項)に係る補助金交付等(法第 12 条第2項第1号～第4号) ・ 東京地下鉄への無利子貸付(法附則第 11 条第1項第5号) ・ 旧国鉄からの承継債務処理(平成 28 年度までに完了予定、JR本州3社からの新幹線割賦譲渡収入を充当)(法附則第 11 条第3項) ・ 旧国鉄から承継しJRに売却した新幹線に係る土地等の移転登記(登記終了まで)(法附則第 11 条第3項) ③ 船舶共有建造 ・ 海運事業者と費用を分担して船舶を建造(共有)し、その船舶を海運事業者で使用(事業者は共有期間を通じて船舶使用料を支払う)させ、当該船舶を海運事業者に譲渡する業務。なお、船舶の建造・修理等に係る技術的援助も行う。(法第 12 条第1項第7号及び第8号) ・ 旧船舶整備公団法により改造された国内旅客船、旧事業団法により建造された貨物船を海運事業者で使用させ、当該船舶を海運事業者に譲渡する業務(法附則第 11 条第1項第2号) ・ 改造融資業務(法附則第 11 条第1項第6号) ④ 高度船舶技術開発等 ・ 高度船舶技術の試験研究又は当該技術を用いた船舶の製造等に必要な資金に対する助成金の交付(法第 12 条第1項第9号) ・ 高度船舶技術に関する情報収集・整理・提供及び調査(法第 12 条第1項第 12 号及び第 13 号) ・ 構造転換業務(法附則第 11 条第1項第3号) ⑤ 基礎的研究等 ・ 運輸技術に関する基礎的研究の実施及び成果の普及(法第 12 条第1項第 14 号) ・ 内航海運活性化融資業務(法附則第 11 条第1項第4号) ⑥ 特例業務 ・ 旧国鉄職員等に係る追加費用・日本鉄道共済組合給付の支払い等に関する事務、JR株・土地等の処分等業務(法附則第 11 条第2項第1号) ・ JR北海道及びJR四国の経営の安定を図るための機構特別債券の発行、機構特別債券の引受け資金の無利子資金貸付(平成 24 年3月 31 日まで)、機構特別債券の償還及び利子支払業務(法附則第 11 条第2項第2号及び第3号) ・ JR三島会社及びJR貨物の老朽化した鉄道施設等の更新等のための無利子資金貸付又は助成金の交付(平成 33 年3月 31 日まで)(法附則第 11 条第2項第4号) ・ 並行在来線の支援のため、貨物調整金に要する費用に充てるための特例業務勘定から建設勘定への繰入(日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成 10 年法律第 136 号)附則第6条第3項)										

	【収入】	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23 予算	H24 予算	【支出】	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23 予算	H24 予算
	H15～24 年度に おける 決算額 (H23, 24 は予算額)	・運営費交付金	2	8	8	8	7	6	6	5	5	5	・業務経費	4,581	6,893	6,313	7,578	6,192	6,534	7,037	6,931	10,192
・国庫補助金等		1,868	2,459	2,543	2,383	2,095	2,315	2,865	2,405	1,739	1,886	うち鉄道建設業務	2,328	3,027	2,447	2,571	2,731	3,248	3,752	3,465	3,046	3,306
・民間出えん金		0	0	0	20	0	-	-	-	-	-	海事業務	-	-	-	172	194	341	353	336	286	296
・借入金等		2,736	5,974	5,989	4,567	4,328	5,256	5,064	4,202	8,730	3,970	(船舶業務)	110	167	145	-	-	-	-	-	-	-
・業務収入		8,918	11,145	15,714	13,734	13,084	9,225	9,031	8,745	8,257	8,423	(造船業務)	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-
・受託収入		142	64	154	173	253	331	437	345	408	504	基礎的研究等	333	533	536	535	537	534	629	543	559	555
・業務外収入		30	83	110	123	179	217	343	255	11,422	22	鉄道助成	341	341	348	344	392	329	286	151	124	144
												特例業務	1,467	2,823	2,836	3,955	2,337	2,083	2,017	2,436	6,177	2,281
												・受託経費	118	70	138	147	206	309	418	337	385	471
												うち鉄道建設業務	118	70	138	147	206	309	418	337	385	471
												船舶業務	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0
											(海事勘定)											
											造船業務	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
											・借入金等償還	5,328	10,155	10,866	9,496	8,814	9,069	8,722	8,015	8,063	7,066	
											・支払利息	1,275	2,336	2,024	1,751	1,552	1,346	1,158	970	918	812	
											・人件費	135	237	220	214	205	203	196	186	203	203	
											・一般管理費	47	84	82	79	83	75	70	67	88	80	
											・業務外支出	7	40	97	73	72	61	43	141	12,134	85	
	合計	13,697	19,733	24,518	21,006	19,948	17,351	17,746	15,957	30,561	14,810	合計	11,490	19,816	19,740	19,337	17,124	17,596	17,645	16,647	31,983	15,299

(注) 1. 国庫補助金等には、国庫補助金、地方公共団体建設費負担金、地方公共団体建設費補助金、政府補給金、政府出資金を含む。

2. 借入金等には、財政融資資金借入金、民間借入金、鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券を含む。

(独)国際観光振興機構

法人の概要

所 管	国土交通省 主管課			観光庁 国際観光政策課								中期目標期間		平成20年4月1日～25年3月31日（5年間）									
沿 革	昭34.4（特）日本観光協会（（財）国際観光協会と（社）全日本観光連盟が統合） → 昭39.4（特）国際観光振興会（国際観光の振興を主体とする当該法人と、国内観光の振興を主体とする（社）日本観光協会とに分離） → 平15.10 独立行政法人 国際観光振興機構 設立（平成20年6月27日に通称として「日本政府観光局」を使用する旨報道発表、平成21年1月1日より使用）																						
組織体制	本部所在地：東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館10階 海外事務所：13事務所（ソウル、北京、上海、香港、バンコク、シンガポール、シドニー、ロンドン、パリ、フランクフルト、ニューヨーク、ロサンゼルス、トロント）																						
役職員数	常勤役員数：理事長1人、理事2人、監事2人（うち非常勤1人）（H24.4.1現在） 職員数：（単位：人）																						
	区分	平成15年度 (15.10.1現在)	平成16年度 (16.4.1現在)	平成17年度 (17.4.1現在)	平成18年度 (18.4.1現在)	平成19年度 (19.4.1現在)	平成20年度 (20.4.1現在)	平成21年度 (21.4.1現在)	平成22年度 (22.4.1現在)	平成23年度 (23.4.1現在)	平成24年度 (24.4.1現在)												
	常勤職員数	94	94	105	102	100	96	95	93	93	91												
	非常勤職員数	28	23	23	18	17	28	36	40	41	28												
法人の目的	海外における観光宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内、その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行うことにより、国際観光の振興を図ることを目的とする。																						
業務の範囲	1. 外国人旅行者訪日促進事業 外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝を行うこと。（独立行政法人国際観光振興機構法（平成14年12月18日法律第181号）「以下「法」という。」第9条第1号） （海外メディアを通じた広報宣伝、訪日ツアーの開発・造成・販売支援、世界の主要旅行見本市等への出展、訪日セミナー開催等） 2. 外国人旅行者受入体制整備支援事業 外国人観光旅客に対する観光案内所の運営を行うこと。（法第9条第2号） （ツアーリスト・インフォメーションセンター（TIC）の運営委託、ビジット・ジャパン案内所の指定・運営支援） 3. 国際観光に関する調査及び研究、出版物の刊行 国際観光に関する調査及び研究、出版物の刊行を行うこと。（法第9条第4号、第5号） （市場調査等の実施、各種資料の刊行） 4. 国際コンベンション等誘致・開催支援事業 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（平成6年法律第79号）第11条に規定する業務を行うこと。（法第9条第7号） （国際会議及びインセンティブ・ツアーの誘致、運営支援） 5. 通訳案内士試験事務の代行 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第11条第1項の規定により通訳案内士試験の実施に関する事務を行うこと。（法第9条第3号） 6. その他 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。（法第9条第6号）																						
H15～24年度に おける決算額 (H23、24は当初予算額) (単位：億円)	【収 入】	H15 (下り)	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23 予算	H24 予算	【支 出】	H15 (下り)	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23 予算	H24 予算	
	・一般勘定	16.8	28.7	32.5	32.9	34.5	34.0	33.9	30.2	27.6	24.7	・一般勘定	15.2	28.0	31.7	33.2	34.2	32.4	31.9	27.1	27.6	24.7	
	うち運営費交付金	12.0	22.4	23.0	22.7	21.1	20.2	20.0	19.1	19.7	18.8	うち業務経費	3.9	8.8	8.4	8.8	8.3	7.6	8.8	7.2	7.5	7.5	
	国庫補助金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	施設整備費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	施設整備費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	受託経費	2.7	3.2	6.2	7.8	10.3	9.4	9.6	6.0	4.5	3.0	
	賛助金・協賛金収入	1.9	2.6	3.1	2.7	3.2	3.0	3.1	3.0	3.6	3.4	人件費	6.9	13.0	14.0	13.6	12.8	12.8	11.0	11.4	13.0	11.6	
	受託収入	2.3	2.3	5.3	6.3	8.6	9.3	9.2	5.9	4.3	2.5	一般管理費	1.7	3.0	3.0	3.0	2.7	2.5	2.5	2.4	2.6	2.5	
	その他収入 ¹	0.7	1.4	1.2	1.3	1.5	1.5	1.6	2.3			-	-	・交付金勘定	1.6	5.6	2.2	2.9	2.6	1.9	1.8	5.7	3.5
	出資金・借入金等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	うち交付金	1.5	5.5	2.1	2.7	2.5	1.7	1.6	5.6	3.5	3.5
	・交付金勘定	1.7	4.9	2.8	2.6	2.3	1.5	2.5	6.3	3.5	3.5	その他支出	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	-	-	
うち寄附金収入	1.7	4.9	2.8	2.6	2.3	1.5	2.5	6.3	3.5	3.5	合 計	16.8	33.7	33.8	36.1	36.8	34.2	33.7	32.9	31.1	28.2		
合 計	18.6	33.6	35.3	35.6	36.7	35.5	36.3	36.5	31.1	28.2	合 計	16.8	33.7	33.8	36.1	36.8	34.2	33.7	32.9	31.1	28.2		

¹ 観光情報提供事業収入、通訳案内士試験手数料収入、共同事業収入、その他事業収入、事業外収入など

(独) 水資源機構

法人の概要

所 管	国土交通省	主管課	水管理・国土保全局 水資源部 水資源政策課									中期目標期間	平成 20 年 4 月 1 日 ～ 25 年 3 月 31 日 (5 年間)									
沿 革	昭和 37 年 5 月 水資源開発公団 → (昭和 43 年 10 月 愛知用水公団を統合) → 平成 15 年 10 月 独立行政法人 水資源機構																					
組織体制	本部所在地：埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2 地方支所：2 支社 (中部、関西)、2 地方局 (吉野川、筑後川)、32 事業所																					
役職員数	常勤役員数： 理事長 (1)、副理事長 (1)、理事 (5)、監事 (2) (H24.4.1 現在)																					
	職員数： (単位：人)																					
	区 分	平成 15 年度 (H15.10.1)	16 年度 (H16.4.1)	17 年度 (H17.4.1)	18 年度 (H18.4.1)	19 年度 (H19.4.1)	20 年度 (H20.4.1)	21 年度 (H21.4.1)	22 年度 (H22.4.1)	23 年度 (H23.4.1)	24 年度 (H24.4.1)											
常勤職員数	1,779	1,733	1,645	1,596	1,557	1,533	1,525	1,498	1,440	1,373												
非常勤職員数	36	35	25	32	57	74	79	314	334	365												
※ 平成 22 年度に非常勤職員が増加しているが、これは、派遣労働者を直接雇用の非常勤職員に切り替えたことによるものである。																						
法人の目的	機構は、水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とする。(独立行政法人水資源機構法(平成 14 年 12 月 18 日法律第 182 号。以下「法」という。)第 4 条)																					
業務の範囲	<p>機構は、法第 4 条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>① 一 水資源開発基本計画に基づいて、次に掲げる施設(当該施設のうち発電に係る部分を除く。以下この号において同じ。)の新築(イに掲げる施設の新築にあつては、水の供給量を増大させないものに限る。)又は改築を行うこと。(法第 12 条第 1 項第 1 号)</p> <p style="margin-left: 20px;">イ ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ イに掲げる施設と密接な関連を有する施設</p> <p>二 次に掲げる施設の操作、維持、修繕その他の管理(ハに掲げる施設の管理にあつては、委託に基づくものに限る。)を行うこと。(法第 12 条第 1 項第 2 号)</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 水資源開発施設</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 愛知豊川用水施設</p> <p style="margin-left: 20px;">ハ 水資源開発促進法第 3 条第 1 項に規定する水資源開発水系における水資源の開発又は利用のための施設であつて、イ又はロに掲げる施設と一体的な管理を行うことが当該水資源開発水系における水資源の利用の合理化に資すると認められるもの</p> <p>三 水資源開発施設又は愛知豊川用水施設についての災害復旧工事を行うこと。(法第 12 条第 1 項第 3 号)</p> <p>四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。(法第 12 条第 1 項第 4 号)</p> <p>② 機構は、①の業務のほか、①の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託に基づき、次の業務を行うことができる。(法第 12 条第 2 項)</p> <p style="margin-left: 20px;">一 水資源の開発又は利用に関する調査、測量、設計、試験、研究及び研修を行うこと。</p> <p style="margin-left: 20px;">二 水資源の開発若しくは利用のための施設に関する工事又はこれと密接な関連を有する工事を行うこと。</p> <p style="margin-left: 20px;">三 水資源の開発又は利用のための施設の管理を行うこと。</p>																					
平成 15～24 年度における決算額 (H23、24 は 予算額) (単位：億円)	【 収 入 】	H15 下半期	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23 予算	H24 予算	【 支 出 】	H15 下半期	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23 予算	H24 予算
	・施設整備費補助金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・業務経費	871	1,215	1,155	907	797	692	715	622	746	599
	・業務収入	787	1,608	1,709	1,646	1,517	1,759	1,579	1,481	1,417	1,314	・建設事業関係経費	676	923	855	624	520	408	441	370	236	231
	・政府交付金	261	516	550	494	454	311	349	347	239	171	・管理業務関係経費	194	289	299	283	276	280	265	231	391	263
	・その他の国庫補助金	150	285	246	164	175	179	169	158	164	124	・その他業務経費	0.57	2	1	1	1	4	8	22	119	105
	・財政融資資金借入金	317	411	266	93	216	106	154	111	106	99	・施設整備費	-	-	0.96	2	3	0.56	1	0.25	6	8
	・民間資金借入金	58	41	18	0.68	0.13	-	-	-	-	-	・受託経費	50	69	130	76	20	10	8	4	8	10
	・水資源債券	-	150	150	110	150	90	70	105	85	80	・借入金等償還	622	1,122	1,083	1,021	1,210	1,259	1,203	868	698	713
	・受託収入	91	84	124	90	16	13	11	7	10	12	・支払利息	228	418	375	336	299	272	260	184	168	149
	・業務外収入	6	12	11	17	18	18	15	30	10	6	・一般管理費	15	21	21	20	21	20	18	17	22	21
合計	1,670	3,107	3,074	2,615	2,545	2,476	2,348	2,238	2,030	1,807	・人件費	101	197	186	175	171	169	169	161	167	161	
											・業務外経費	46	32	95	39	42	45	87	66	63	64	
											合計	1,932	3,073	3,046	2,577	2,563	2,467	2,461	1,923	1,879	1,727	

(独) 空港周辺整備機構

法人の概要

所 管	国土交通省	主管課	航空局航空ネットワーク部環境・地域振興課									中期目標 期間	平成20年4月1日～25年3月31日（5年間）									
沿 革	昭49.4 大阪国際空港周辺整備機構 → 昭60.9 空港周辺整備機構 → 平15.10 独立行政法人 空港周辺整備機構（平24.7.1 大阪国際空港事業本部廃止） 51.7 福岡空港周辺整備機構																					
組織体制	主たる事務所：福岡空港事業本部 福岡市博多区博多駅東2-17-5 アークビル内																					
役職員数	役員数： 理事長1人、理事1人（常勤）、監事2人（常勤1、非常勤1）（平24.7.1現在） 職員数：																					
	区分	15.10.1現在	16.4.1現在	17.4.1現在	18.4.1現在	19.4.1現在	20.4.1現在	21.4.1現在	22.4.1現在	23.4.1現在	24.4.1現在	24.7.1現在										
	常勤職員数	95人	100人	98人	93人	86人	80人	76	63人	60人	51人	28人										
非常勤職員数	12人	11人	6人	4人	4人	4人	4人	4人	4人	4人	4人	4人										
法人の目的	周辺整備空港の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等により、その地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資すること																					
業務の範囲	【固有事業】 ＜再開発整備事業＞ 空港周辺整備計画に基づき、第一種区域内で、航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設（騒音斉合施設*）の用に供する土地の取得造成、管理及び譲渡並びに移転跡地の有効活用を行い、騒音斉合施設への土地利用の転換を図る事業（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号。以下「法」という。）第28条第1項第2号） ※倉庫や車庫、商業施設等騒音の影響を受けない施設																					
	【受託事業】 ＜移転補償事業＞ 周辺整備空港の設置者（国）の委託により、第二種区域（第三種区域を含む。）指定の際に存在した建物や土地について、所有者などから申請があれば、その建物の移転補償や土地の買入れを行う事業（法第28条第1項第4号）																					
	＜緑地造成事業＞ 空港周辺整備計画に基づき、移転補償及び都市計画事業により取得した土地において、造成・植栽などにより緑地帯を整備し、航空機の騒音による障害発生の防止と、その地域の生活環境の改善を行う事業（法第28条第1項第1号）																					
【その他事業】 ＜民家防音事業＞ 第一種区域内に建っている住宅とその住人の方々に対して、区域指定日等に応じて、騒音障害を軽減するための防音工事やエアコン等空調機器設置などの費用、設置したエアコン等空調機器の故障等に伴う更新費用などを助成する事業（法第28条第1項第3号）																						
H15～24年度に おける決算額 (H23, 24は 予算額) (単位：億円)	【収入】	H15(後半)	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23 予算	H24 予算	【支出】	H15(後半)	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23 予算	H24 予算
	業務収入	5	13	34	17	11	11	10	12	12	8	大阪固有事業	8	17	14	17	15	11	8	4	6	1
	補助金収入	13	19	27	26	24	15	9	6	12	5	福岡固有事業	3	8	13	8	6	5	12	6	7	6
	受託金収入	52	82	111	94	64	50	44	25	31	19	受託事業	49	75	105	89	59	46	40	22	29	18
	負担金収入	2	4	6	6	6	3	1	0	2	1	その他事業	12	19	29	27	25	13	6	2	8	3
	長期借入金等収入	8	10	-	-	-	5	10	0	0	-	人件費	5	11	10	9	9	8	7	6	7	4
	雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	一般管理費	1	2	2	2	2	2	2	1	2	2
	繰越金受入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-										
合 計	80	128	179	144	105	85	75	43	58	33	合 計	79	132	173	152	116	86	76	42	57	33	

(独) 日本高速道路保有・債務返済機構

法人の概要

所 管	国土交通省	主管課	道路局総務課							中期目標期間	平成 22 年 4 月 1 日～25 年 3 月 31 日 (3 年)							
沿 革	<p>「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)における道路関係四公団の民営化の方針を受け、道路関係四公団民営化関係 4 法に基づき、6 つの高速道路株式会社とともに設立。</p> <p>① 昭 31.4 日本道路公団 ② 昭 34.6 首都高速道路公団 ③ 昭 37.5 阪神高速道路公団 ④ 昭 45.7 本州四国連絡橋公団</p> <p>平 17.10 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構、高速道路株式会社 (6 社)</p> <p>※ 高速道路株式会社：東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)</p>																	
組織体制	<p>本部所在地：東京都港区西新橋 2-8-6 住友不動産日比谷ビル 7 階 地方機関：関西業務部(大阪府大阪市中央区本町 3-5-7 御堂筋本町ビル 4 階)</p>																	
役職員数	常勤役員数：理事長 1 人、理事長代理 1 人、理事 2 人、監事 2 人 (H24.4.1 現在) 職員数：(単位：人)																	
	区分	平成 17 年度 (H17.10.1 現在)	平成 18 年度 (H18.4.1 現在)	平成 19 年度 (H19.4.1 現在)	平成 20 年度 (H20.4.1 現在)	平成 21 年度 (H21.4.1 現在)	平成 22 年度 (H22.4.1 現在)	平成 23 年度 (H23.4.1 現在)	平成 24 年度 (H24.4.1 現在)									
	常勤職員数	85	85	85	84	84	84	84	85									
	非常勤職員数	0	0	0	0	0	0	0	6									
※ 平成 24 年度から非常勤職員が増加しているが、これは機構設立時(平成 17 年 10 月)から採用している労働者派遣法に基づく労働者派遣(6 人)を直接雇用(非常勤職員)に切り替えたことによるものである。																		
法人の目的	高速道路に係る道路資産の保有並びに東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)(以下「会社」と総称する。)に対する貸付け、承継債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的とする。																	
業務の範囲	1. 高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付けを行うこと(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成 16 年 6 月 9 日法律第 100 号)「以下「法」という。」第 12 条第 1 項第 1 号) 2. 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含む。)(法第 12 条第 1 項第 2 号) 3. 協定に基づき会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含む。)(法第 12 条第 1 項第 3 号) 4. 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を原資とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付けを行うこと(法第 12 条第 1 項第 4 号) 5. 国から交付された補助金を財源として、会社に対し、高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付けを行うこと(法第 12 条第 1 項第 5 号) 6. 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源として、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対し、首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付けを行うこと(法第 12 条第 1 項第 6 号) 7. 会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するために必要な助成を行うこと(法第 12 条第 1 項第 7 号) 8. 会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務を行うこと(法第 12 条第 1 項第 8 号) 9. 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務を行うこと、及び当該業務に付帯する業務を行うこと(法第 12 条第 1 項第 9 号) 10. 1～9 の業務に附帯する業務を行うこと(法第 12 条第 1 項第 10 号) 11. 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理を行うこと(法第 12 条第 2 項第 1 号) 12. 11 の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させること(法第 12 条第 2 項第 2 号) 13. 11 及び 12 の業務に附帯する業務を行うこと(法第 12 条第 2 項第 3 号)																	
H17～24 年度に おける決算額	【収 入】	H17 (下半期)	H18	H19	H20	H21	H22	H23 予算	H24 予算	【支 出】	H17 (下半期)	H18	H19	H20	H21	H22	H23 予算	H24 予算
	業務収入	8,666	19,762	19,794	18,670	14,895	15,231	15,663	15,529	債務返済費	25,599	45,702	51,331	48,733	37,404	45,680	38,610	44,191
	(道路業務収入)	(8,662)	(19,751)	(19,786)	(18,661)	(14,885)	(15,223)	(15,653)	(15,520)	東京湾横断道路償還金	1,143	917	519	79	75	70	77	68
	(鉄道業務収入)	(4)	(10)	(8)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	無利子貸付金	442	527	544	529	483	508	1,107	602
	政府等出資金	718	1,327	1,315	1,272	1,283	1,308	1,408	1,210	経営努力助成金	—	—	0.3	0.9	2	7	11	19
	政府等補助金	124	0.2	29	57	0.2	0.2	499	0.3	業務管理費	4	29	27	28	25	26	33	35
	債権及び借入金	12,791	27,125	30,823	29,296	23,348	29,105	25,659	29,009	(高速道路管理費)	(0.3)	(18)	(17)	(17)	(16)	(17)	(20)	(18)
	社会資本整備事業収入	20	23	13	12	11	18	9	8	(鉄道施設管理費)	(4)	(11)	(10)	(11)	(8)	(9)	(13)	(17)
	業務外収入	1,161	394	313	486	202	302	16	7	一般管理費	12	16	16	16	14	14	16	16
	(単位：億円)										(人件費)	(5)	(11)	(10)	(10)	(9)	(9)	(10)
										(物件費)	(7)	(5)	(6)	(7)	(5)	(5)	(6)	(6)

										業務外支出 特別国庫納付金	386 —	818 —	1,033 —	467 —	783 —	354 —	510 2,500	484 —
	合 計	23,480	48,630	52,287	49,792	39,739	45,965	43,253	45,763	合 計	27,585	48,008	53,470	49,853	38,786	46,658	42,863	45,414

(独) 国民生活センター

法人の概要

所 管	消費者庁	主管課	地方協力課					中期目標期間	平成20年4月1日～25年3月31日（5年間）						
沿 革	昭37.6 特殊法人国民生活研究所 → 昭45.10 特殊法人国民生活センター → 平15.10 独立行政法人国民生活センター														
組 織 体 制	(所在地) 本 部：神奈川県相模原市中央区弥栄3-1-1 東京事務所：東京都港区高輪3-13-22														
役 職 員 数 (単位：人)	役員数： 理事長（1）、理事（常勤3）、監事（非常勤2）（H24.4.1現在） 職員数： 213人（常勤122、非常勤91）（H24.4.1現在）														
法人の目的	国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続きを実施することを目的とする（独立行政法人国民生活センター法第3条）。														
業務の範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民に対して国民生活の改善に関する情報を提供すること 2. 国民生活に関する国民からの苦情、問合せ等に対して必要な情報を提供すること 3. 行政庁、団体等の依頼に応じて国民生活に関する情報を提供すること 4. 国民生活の実情及び動向に関する総合的な調査研究を行うこと 5. 国民生活に関する情報を収集すること 6. 重要消費者紛争の解決を図ること 7. 上記の業務に附帯する業務を行うこと 														
H19～24年度 における決 算額 (H23、24は予算額) (単位：億円)	【 収 入 】	H19	H20	H21	H22	H23 予算	H24 予算	【 支 出 】	H19	H20	H21	H22	H23 予算	H24 予算	
	・ 運 営 費 交 付 金	28.0	128.4	32.0	32.0	31.4	28.1	・ 業 務 経 費	14.4	15.1	23.6	24.6	31.2	29.6	
	・ 施 設 整 備 費 補 助 金	1.2	7.2	-	-	-	-	・ 施 設 整 備 費	1.2	7.1	-	-	-	-	
	・ 事 業 収 入 等	1.6	1.3	2.2	2.2	1.4	1.5	・ 一 般 管 理 費	3.4	2.3	2.1	2.2	2.1	2.0	
	・ 前 年 度 か ら の 繰 越 金	-	-	8.0	8.2	71.6	14.0	・ 人 件 費	13.0	13.2	12.5	12.5	12.9	12.0	
								・ 国 庫 納 付 金	-	-	-	-	58.4	-	
	合 計	30.8	136.9	42.2	42.4	104.5	43.6	合 計	32.0	37.6	38.3	39.3	104.5	43.6	

(独) 北方領土問題対策協会

1. 法人の概要

所 管	内閣府	主管課	内閣府北方対策本部 水産庁漁政部水産経営課					中期目標 期間	平成20年4月1日～25年3月31日（5年間）					
沿 革	昭和32.9 南方同胞援護会（北方部会） 昭和36.12 北方協会 ↓ 昭和44.10 特殊法人北方領土問題対策協会 平成15.10 独立行政法人北方領土問題対策協会													
組織体制	本部所在地（主たる事務所）：東京事務局（東京都台東区北上野1丁目9番12号住友不動産上野ビル9階） （従たる事務所）：札幌事務所（札幌市中央区北5条西6丁目2番地2札幌センタービル16階） 根室連絡所（根室市大正町2-12 千島会館内） 啓発施設3か所（北方館（根室市）、別海北方展望塔（別海町）、羅臼国後展望塔（羅臼町））													
役職員数 (H24.4.1現在)	役 員 数：理事長(1)、理事（常勤1、非常勤5）、監事（非常勤2） 職員数：30人（常勤16、非常勤14）													
法人の目的	北方領土問題その他北方地域（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島をいう。以下同じ。）に関する諸問題についての国民世論の啓発、日本国民と北方領土在住ロシア人島民との間の相互交流事業、北方領土問題その他北方地域の諸問題についての調査研究を行うとともに、北方地域に生活の本拠を有していた者に対し援護を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図ること。 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和三十六年法律第百六十二号。以下「北方地域旧漁業権者等法」という。）に基づき、北方地域旧漁業権者等（北方地域旧漁業権者等法第二条第二項に規定する北方地域旧漁業権者等をいう。）その他の者に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通することにより、これらの者の事業の経営と生活の安定を図ること。													
業務の範囲	①北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、定期刊行物その他の印刷物の発行、講演会、講習会、展示会等の開催その他の方法により、国民世論の啓発を行うこと。 ②北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和三十七年法律第八十五号）第二条第四項に規定する交流等事業（同項第一号に掲げるものに限る。）を実施すること。 ③北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について調査研究を行うこと。 ④昭和二十年八月十五日において北方地域に生活の本拠を有していた者及びその子で同日後北方地域において出生したものに対し必要な援護を行うこと。 ⑤前各四号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 ⑥北方地域旧漁業権者等法第四条に規定する業務（以下「貸付業務」という。）を行うこと。													
H19～24 年度における決算額 (H23、24は予算額) (単位:億円)	【収入】	H19	H20	H21	H22	H23	H24	【支出】	H19	H20	H21	H22	H23	H24
	・運営費交付金 ・貸付事業費補助金 ・貸付金利息収入 ・事業外収入 ・受託収入 ・償却債権取立益 ・施設整備費補助金 合計	6.3 1.9 0.8 0 0.5 0 -	6.5 1.4 0.7 0 0.7 0 -	6.5 1.3 0.7 0 0.6 0 0	6.6 1.4 0.7 0 0.5 0 1.4	13.3 1.7 0.6 0 0.5 0 0.7	13.2 1.7 0.6 0 0.6 0 0.7	13.2 1.7 0.6 0 0.6 0 -	・北方対策事業費 ・貸付業務関係経費 ・一般管理費 ・人件費 ・受託業務費 ・施設整備費 合計	4.6 1.3 0.8 2.5 0.5 -	4.7 1.2 0.5 2.1 0.6 -	4.5 1.2 0.4 2.0 0.6 0	4.6 1.1 0.4 2.1 0.5 1.4	11.6 1.3 0.4 2.3 0.5 0.7

(独) 勤労者退職金共済機構

法人の概要

所 管	厚生労働省	主管課	労働基準局勤労者生活課						中期目標期間	平成20年4月1日～25年3月31日(5年間)						
沿 革	<p>昭34.7 中小企業退職金共済事業団 → 平10.4 統合(勤労者退職金共済機構)</p> <p>昭39.10 建設業退職金共済組合 → 昭56.10 統合 → 平15.10 独立行政法人勤労者退職金共済機構</p> <p>昭42.9 清酒製造業退職金共済組合 → (昭57.1 林業退職金共済事業開始: 建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合)</p> <p>※平23.10 独立行政法人雇用・能力開発機構の解散に伴う業務移管により勤労者財産形成促進事業を開始</p>															
組織体制	(所在地) 本部所在地 : 東京都豊島区東池袋 地方支所 : なし															
役員数 (単位:人)	役員数: 理事長(1)、理事(常勤3)、監事(常勤1、非常勤1) (H24.4.1現在) 職員数: 408人(常勤269、非常勤139) (H24.4.1現在)															
法人の目的	中小企業退職金共済法の規定による中小企業の従業員に係る退職金共済制度を運営するとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことを目的とする。															
業務の範囲	<p>1. 退職金共済契約及び特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業を行うこと。</p> <p>2. 勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)第9条第1項に規定する業務を行うこと。</p> <p>3. 上記1及び2に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>(業務の特例) 上記に掲げる業務のほか、次の業務を行うものとする。</p> <p>1. 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(平成14年法律第39号)附則第10条に規定する債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行うこと。</p> <p>2. 当分の間、勤労者財産形成促進法附則第2条に規定する業務を行うこと。</p> <p>3. 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(以下「廃止法」という。)による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成14年法律第170号)附則第4条第2項第4号及び第8号に掲げる業務を行うこと。</p> <p>4. 廃止法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法第11条第3項第1号に掲げる業務のうち廃止法附則第19条の規定による改正前の勤労者財産形成促進法第10条の3に規定する業務(同条の規定に基づき行われる貸付けであって、独立行政法人勤労者退職金共済機構が平成23年10月1日前に当該貸付けの申込みを受理したものに係るものに限る。)が終了するまでの間、当該業務(これに附帯する業務を含む。)を行うこと。</p> <p>5. 廃止法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第4条第1項第4号に掲げる業務を行うこと。</p>															
H19~24年度 における決算額 (H23、24は予算額) (単位:億円)	【 収 入 】		H19	H20	H21	H22	H23	H24	【 支 出 】		H19	H20	H21	H22	H23	H24
	・ 運 営 費 交 付 金		37	35	33	—	3	4	・ 退 職 金 等		4,744	5,116	4,995	4,457	5,213	5,170
	・ 国 庫 補 助 金		73	72	65	85	90	88	・ 業 務 経 費		89	69	67	62	1,817	3,283
	・ 業 務 収 入		4,974	5,021	5,210	5,551	6,901	7,562	(退職金共済事業関係経費)		62	42	45	42	429	45
	(掛金収入)		4,537	4,597	4,789	5,137	4,743	3,989	(運用費用等)		27	26	23	20	189	22
	(運用収入等)		437	425	421	414	382	372	(業務委託手数料)		0	0	0	0	0	0
	(勤労者財産形成促進業務収入)		—	—	—	—	1,771	3,190	(勤労者財産形成促進業務経費)		—	—	—	—	1,741	3,188
	(雇用促進融資業務収入)		—	—	—	—	5	10	(雇用促進融資業務経費)		—	—	—	—	144	28
・ 業 務 外 収 入		0	0	0	7	0	0	・ 一 般 管 理 費		2	1	2	2	3	3	

・ 一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	5	4	5	5	5	5	・ 人 件 費	5	27	25	21	26	27
・ 建設業退職金共済事業等勘定より受入	7	7	6	8	6	7	・ 一般の中小企業退職金共済事業等勘定より繰入	7	7	6	8	7	7
・ 清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	0	0	0	0	0	0	・ 建設業退職金共済事業等勘定より繰入	5	4	5	5	5	4
・ 林業退職金共済事業等勘定より受入	0	0	0	0	0	0	・ 清酒製造業退職金共済事業等勘定より繰入	-	-	0	-	0	0
・							・ 林業退職金共済事業等勘定より繰入	0	0	0	0	0	0
合 計	5,097	5,140	5,319	5,655	7,006	7,666	合 計	4,853	5,223	5,101	4,555	7,071	8,495

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構



1. 法人の概要

<p>所 管</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>主管課</p>	<p>職業安定局 高齢・障害者雇用対策部高齢者雇用対策課</p>	<p>中期目標期間</p>	<p>平成20年4月1日～25年3月31日（5年間） (H23.10.1～旧雇用・能力開発機構の職業能力開発業務等を承継)</p>
<p>沿 革</p>	<p>【旧高齢・障害者雇用支援機構】 ①昭46.5 (社)障害者雇用促進協会 →49.5 (社)全国心身障害者雇用促進協会 → 昭52.3 身体障害者雇用促進協会(認可法人)→ → 昭63.4 日本障害者雇用促進協会(認可法人) 解散 ②昭53.9 (財)高年齢者雇用開発協会 (業務の一部) → 平15.10 (独) 高齢・障害者雇用支援機構 → 平20.9末に解散 (国の業務の一部) 【旧雇用・能力開発機構】 昭32.7 労働福祉事業団、昭34.12 炭鉱離職者援護会 → 昭36.7 雇用促進事業団 → 平11.10 雇用・能力開発機構 → 平16.3 (独)雇用・能力開発機構(平23.10解散) → 平23.10 (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構</p> <p>※ その他、旧高齢・障害者雇用支援機構関連の業務移管等 ・昭60.4 納付金関係業務が雇用促進事業団から身体障害者雇用促進協会(認可法人)に業務移管 ・昭63.4 地域障害者職業センター及びせき髄損傷者職業センターが雇用促進事業団から、国立職業リハビリテーションセンター及び国立吉備高原職業リハビリテーションセンターの運営業務が国から日本障害者雇用促進協会(認可法人)に移管 ・平3.11 障害者職業総合センター開所 ・平15.10 国際協力業務(途上国に対する職業リハビリテーション分野技術協力)を日本障害者雇用促進協会からJICAに移管</p>				
<p>組織体制</p>	<p>本部所在地 : 千葉県千葉市美浜区若葉3丁目1番2号(高度職業能力開発促進センター内)、千葉県千葉市美浜区若葉3丁目1番3号(障害者職業総合センター内) 施設 : 広域障害者職業センター2所、地域障害者職業センター52所(支所を含む。)、職業訓練支援センター47所(うち46所は職業能力開発促進センターを併設)、職業能力開発促進センター17所(港湾労働分所2所を含む。)、職業能力開発総合大学校2所(東京校を含む。)、職業能力開発大学校23所(附属短期大学校13校を含む。)、職業能力開発短期大学校2所(神戸校を含む。)</p>				
<p>役職員数 (H24.4.1現在)</p>	<p>役員数 : 理事長(1)、理事(常勤5)、監事(常勤1、非常勤1) 職員数: 6,671人(常勤3,891、非常勤2,780)</p>				
<p>法人の目的</p>	<p>高年齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、高年齢者等の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談その他の援助、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営、障害者の雇用に伴う経済的負担の調整の実施その他高年齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務並びに求職者その他の労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための施設の設置及び運営の業務等を行うことにより、高年齢者等及び障害者並びに求職者その他の労働者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与すること。</p>				
<p>業務の範囲</p>	<p>① 高年齢者等の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。 ② 高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。 ③ 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。 ④ 障害者職業センターの設置及び運営を行うこと。 ⑤ 障害者職業能力開発校のうち職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第16条第5項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。 ⑥ 納付金関係業務(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第49条第1項に規定する納付金関係業務をいう。)並びに同法第73条第1項、第74条第1項及び第74条の2第1項に規定する業務を行うこと。 ⑦ 職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター(以下「職業能力開発促進センター等」という。)並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。 ⑧ 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第1項の規定による認定に関する事務を行うこと。 ⑨ 上記1から8までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>※ ①～⑥については旧高齢・障害者雇用支援機構の業務、⑦については旧雇用・能力開発機構から移管された業務、⑧については平23.10～の新規業務である。</p>				

<旧高齢・障害者雇用支援機構>

	【収入】	H19	H20	H21	H22	H23	H24	【支出】	H19	H20	H21	H22	H23	H24
	H19～22年度における決算額 (単位：億円)	運営費交付金	178	175	178	147	※高齢・障害・ 求職者雇用支 援機構に統合		人件費	63	61	62	59	※高齢・障害・ 求職者雇用支 援機構に統合
施設整備費補助金		0	0	1	—	一般管理費		11	10	10	9			
高齢・障害者雇用開発 支援事業費補助金		333	296	256	164	業務経費		646	617	577	433			
その他の収入		198	180	156	138	・高年齢者等助成金 支給経費		324	301	260	144			
						・高年齢者等雇用相 談経費		46	42	41	24			
						・高年齢者等職業生 活設計援助経費		12	11	9	—			
						・障害者職業センタ ー運営経費		41	43	41	40			
						・障害者雇用継続助 成金支給経費		1	0	—	—			
						・障害者職業能力開 発校運営経費		0	1	2	2			
						・障害者雇用納付金 関係経費		222	219	224	225			
					施設整備費	0	0	1	—					
	合計	709	651	590	448		合計	721	689	649	500			

<旧雇用能力開発機構>

	【収入】	H19	H20	H21	H22	H23	H24	【支出】	H19	H20	H21	H22	H23	H24
	H19～22年度に おける決算額 (単位：億円)	運営費交付金	797	769	730	619	※高齢・障害・ 求職者雇用支 援機構に統合		一般管理費	446	417	392	352	※高齢・障害・ 求職者雇用支 援機構に統合
施設整備費補助金		13	15	14	9	・人件費		421	392	369	331			
補助金		312	309	375	287	・物件費		25	24	23	20			
業務収入		4,329	4,339	4,004	3,712	業務経費		4,891	4,778	4,470	4,194			
受託収入		14	14	18	22	・雇用開発関係業務経 費		145	134	129	132			
その他の収入		8	13	45	10	・職業能力開発関係業 務経費		591	532	540	465			
						・勤労者財産形成促進業 務経費		3,809	3,846	3,541	3,332			
						・雇用促進住宅等関係業 務経費		346	267	260	265			
						施設整備費		13	15	14	9			
						受託業務費		14	14	18	22			
					その他の支出	6	3	3	1					
	合計	5,474	5,459	5,185	4,660		合計	5,371	5,227	4,897	4,578			

< 高齢・障害・求職者雇用支援機構 >

	【収入】		H19	H20	H21	H22	H23	H24	【支出】		H19	H20	H21	H22	H23	H24
		運営費交付金						497	717	人件費						243
	施設整備費補助金						6	17	一般管理費						26	29
	高齢・障害者雇用開発								業務経費						762	939
	支援事業費補助金						123	118	・高年齢者等助成金							
	雇用開発支援事業費等								支給経費						128	121
	補助金						0	1	・高年齢者等雇用相							
	業務収入						165	253	談援助経費						23	23
	受託収入						1	0	・障害者職業センタ							
	その他の収入						207	198	一運営経費						45	45
									・障害者職業能力開							
									発校運営経費						2	2
									・障害者雇用納付金							
									関係経費						247	234
									・職業能力開発関係							
									業務経費						183	277
									・特定求職者職業訓							
									練認定業務経費						11	20
									・雇用促進住宅関係							
									業務経費						123	217
									施設整備費						6	17
									受託業務費						1	1
	合計						998	1,304	合計						1,038	1,368

（独） 福祉医療機構

法人の概要

所 管	厚生労働省	主管課	社会・援護局福祉基盤課、医政局総務課等					中期目標期間	平成20年4月1日～25年3月31日（5年間）						
沿 革	昭和29.4 社会福祉事業振興会 昭和35.7 医療金融公庫 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> } → → </div> （廃止・統合） → 昭和60.1 社会福祉・医療事業団 → 平成15.10 独立行政法人福祉医療機構														
組織体制	（所在地）本 部：東京都港区虎ノ門4丁目3番13号（神谷町セントラルプレイス9階、10階） 大阪支店：大阪府大阪市中央区南本町3丁目6番14号（イトウビル3階）														
役職員数 （単位：人）	役員数： 理事長（1）、理事（常勤3）、監事（常勤1、非常勤1）（H24.4.1現在） 職員数： 274（常勤253、非常勤21）（H24.4.1現在）														
法人の目的	社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的とする。また、厚生年金保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とする（独立行政法人福祉医療機構法第3条）。														
業務の範囲	1. 社会福祉事業施設及び医療関係施設等の設置等に必要な資金を融通する貸付事業 2. 社会福祉事業施設の設置者等及び病院等の開設者に対する経営の診断又は指導事業 3. 社会福祉振興事業者に対する助成事業 4. 社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修事業 5. 社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定による退職手当共済事業 6. 都道府県等が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する心身障害者扶養保険事業 7. 福祉・保健・医療に関する情報提供等を行う福祉保健医療情報サービス事業 8. 厚生年金保険法又は国民年金法に基づく年金受給者に対する、その受給権を担保とした小口の資金の貸付事業 9. 労働者災害補償保険法に基づく年金受給者に対する、その受給権を担保とした小口の資金の貸付事業 10. その他前記に附帯する事業 11. 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 12. 承継教育資金貸付けあっせん業務（平成20年4月より休止）														
H19～24年度 における決算額 (H23、24は予算額) (単位：億円)	【 収 入 】	H19	H20	H21	H22	H23	H24	【 支 出 】	H19	H20	H21	H22	H23	H24	
	・ 運 営 費 交 付 金	101	43	41	41	39	36	・ 福 祉 医 療 貸 付 事 業 費	685	658	617	584	582	559	
	・ 国 庫 補 助 金	281	265	259	287	249	237	・ 東日本大震災復旧・復興福祉医療貸付事業費	-	-	-	-	0	1	
	・ 利 子 補 給 金	108	98	99	56	55	55	・ 社 会 福 祉 事 業 振 興 事 業 費	38	35	37	-	-	-	
	・ 政 府 出 資 金	-	-	-	-	142	-	・ 社 会 福 祉 振 興 助 成 金	-	-	-	30	21	19	
	・ 福 祉 医 療 貸 付 事 業 収 入	611	604	576	559	541	520	・ 東日本大震災復興社会福祉振興助成金	-	-	-	-	-	5	
	・ 基 金 事 業 運 用 収 入	40	39	42	31	-	-	・ 退 職 手 当 共 済 事 業 費	918	892	855	860	838	882	
・ 退 職 手 当 共 済 事 業 収 入	643	637	659	678	664	683	・ 東日本大震災復旧・復興退職手当共済事業費	-	-	-	-	54	-		

・心身障害者扶養保険事業収入	331	385	339	341	335	334	・心身障害者扶養保険事業費	331	385	339	341	335	334
・年金担保貸付事業収入	37	39	43	37	36	33	・年金担保貸付事業費	32	36	37	36	34	28
・承継債権管理回収業務収入	1,093	923	812	695	630	536	・業務経費	66	59	54	45	43	37
・その他	26	43	23	2,590	7	5	・東日本大震災復興業務経費	-	-	-	-	-	0
							・一般管理費	4	5	4	4	4	4
							・人件費	29	27	26	25	29	28
							・その他	0	0	0	0	0	0
合計	3,270	3,075	2,892	5,316	2,698	2,438	合計	2,104	2,096	1,969	1,926	1,941	1,898

(独) 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

法人の概要

所 管	厚生労働省	主管課	社会・援護局障害保健福祉部企画課施設管理室					中期目標期間	平成20年4月1日～25年3月31日(5年間)						
沿 革	昭46.1 特殊法人心身障害者福祉協会 → 平15.10 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園														
組 織 体 制	(所在地) 本部所在地 : 群馬県高崎市寺尾町 2120-2 地方支所 : なし														
役 職 員 数 (単位:人)	役員数: 理事長(1)、理事(常勤2)、監事(非常勤2) (H24.4.1現在) 職員数: 339人(常勤226、非常勤113) (H24.4.1現在)														
法人の目的	重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ること。														
業務の範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1. 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設を設置し、及び運営すること。 2. 知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための効果的な支援の方法に関する調査、研究及び情報の提供を行うこと。 3. 障害者支援施設において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修を行うこと。 4. 知的障害者の支援に関し、障害者支援施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。 5. 上記1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 														
H19~24年度 における決算額 (H23、24は予算額) (単位:億円)	【 収 入 】	H19	H20	H21	H22	H23	H24	【 支 出 】	H19	H20	H21	H22	H23	H24	
	・ 運 営 費 交 付 金	25.5	26.0	23.8	22.6	22.6	19.8	・ 役員及び管理部門職員に係る人件費 (基本給等)	2.4	2.1	2.5	3.3	2.6	2.6	
	・ 国 庫 補 助 金	0.2	0.4	0.3	1.5	0.1	0	(退職手当)	0.4	0	0.2	1.0	0.3	0.3	
	・ 都 道 府 県 補 助 金 収 入	0	0	0	0	-	0	・ 一 般 管 理 費	1.4	0.9	0.9	1.0	1.1	0.8	
	・ 事 業 収 入	16.5	15.9	17.8	18.4	15.3	14.5	・ 業 務 経 費	40.4	36.6	37.7	36.6	34.4	31.0	
	(介護給付費・訓練等給付費収入)	15.1	14.6	16.2	16.6	14.1	13.3	(施設運営業務経費)	34.2	32.3	32.0	31.8	30.8	27.1	
	(地域生活支援事業費収入)	0.1	0.1	0.1	0.8	0	0	(うち人件費(基本給等・退職手当))	25.3	25.7	22.6	21.7	25.4	21.7	
	(サービス利用計画作成費等収入)	0	0	0	0	0	0	(うち物件費)	8.9	6.5	9.4	10.0	5.4	5.4	
	(診療収入)	1.0	0.9	1.0	1.2	0.9	0.9	(知的障害者自立支援等調査・研究費)	0.9	0.5	0.7	0.5	0.5	0.5	
	(実習生等受入負担金等収入)	0.4	0.3	0.5	0.4	0.3	0.3	(うち人件費(基本給等・退職手当))	0.7	0.4	0.6	0.3	0.3	0.4	
	・ 受 託 収 入	0	0	0	0	0	0	(うち物件費)	0.3	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	
	・ 施 設 整 備 費 補 助 金	0.7	0.8	0.7	3.4	0.6	5.6	(知的障害者自立支援等情報提供費)	0.4	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
								(うち人件費(基本給等・退職手当))	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
								(うち物件費)	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
								(知的障害者支援関係職員等養成研修費)	0.7	0.8	1.0	0.6	0.6	0.6	
								(うち人件費(基本給等・退職手当))	0.3	0.3	0.5	0.3	0.3	0.3	
								(うち物件費)	0.5	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3	
							(知的障害者支援関係施設援助・助言経費)	0.2	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2		
							(うち人件費(基本給等・退職手当))	0.2	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2		

								(うち物件費)	0	0	0	0	0	0
								(附帯業務経費)	3.9	2.7	3.7	3.4	2.0	2.3
								(うち障害福祉サービス業務経費)	0.1	0.2	0.9	0.7	0.1	0.1
								(うち人件費(基本給等・退職手当))	0	0.1	0.2	0.6	0.1	0.1
								(うち物件費)	0.1	0.1	0.7	0.2	0	0
								(うち地域生活支援業務経費)	0.1	0.1	0.1	0.1	0	0
								(うち人件費(基本給等・退職手当))	0	0	0	0	0	0
								(うち物件費)	0.1	0.1	0.1	0.1	0	0
								(うち診療業務経費)	3.7	2.4	2.6	2.6	1.9	2.2
								(うち人件費(基本給等・退職手当))	2.4	1.3	1.3	1.4	1.2	1.5
								(うち物件費)	1.3	1.1	1.3	1.2	0.7	0.7
								(うち実習生等受入業務経費)	0	0	0	0	0	0
								(うち人件費(基本給等・退職手当))	0	0	0	0	0	0
								(うち物件費)	0	0	0	0	0	0
								・ 受 託 経 費	0	0	0	0	0	0
								(人件費(基本給等・退職手当))	0	0	0	0	0	0
								(物件費)	0	0	0	0	0	0
								・ 施 設 整 備 費	0.7	0.8	0.7	6.0	0.6	5.6
	合 計	42.9	43.1	42.6	44.6	38.6	39.9	合 計	44.8	40.3	41.7	41.4	38.6	39.9